

林言禪

卒業論文

良妻賢母と女性教育について



## 目次

はじめに

### 第一章 良妻賢母とは

1. 良妻賢母について
2. 良妻賢母の誕生と高等女学校令
3. 良妻賢母の起源
4. 近代欧米の女性像—主婦の誕生—

### 第二章 女子教育の展開

1. 女子教育とは
2. 性差別の女子教育へ
3. 家庭教育論
4. 高等女学校の対象と教育内容
5. 中間層の女子教育—実科高等女学校—

### 第三章 良妻賢母がもたらす影響

1. 新しい女性たちと婦人問題
2. 女性の職業と家族の変化
3. 母性保護論争
4. 女子教育の変化

### 第四章 植民地台湾の女子教育

1. 植民地における教育政策
2. 台湾女子教育の開始
3. 女子教育の確立
4. 良妻賢母の関係と変化

おわりに

<注>

参考文献

## はじめに

最近日本社会における子どもの虐待が多発していて、平成13年(2001)児童相談所に全国の年度別虐待相談の処理件数は23,274件、その中、愛知県では709件であった。女性の性別役割「母」は、どうしてわが子を虐待したのでしょうか。そこで「良妻賢母」という、女性に対する期待された「よい妻、賢い母」の女性理想像の言葉と出会えた。現在この「良妻賢母」という言葉自体がさほど使われなくなっているとしても、言葉に象徴される生き方が女たちに期待されている状況がなくなっているわけではないし、女たちがこの価値観を内面化することもなく、自由に生きられているわけでもないのである。その結果、例えば職業についていても、現代の主婦たちは「家庭に迷惑をかけない」範囲で仕事をし、妻・母役と職業との二重労働をせざるをえない状況に、追い込まれ落ちている。「良妻賢母」という言葉は明治期から第二次世界大戦前まで日本社会にとって、女子教育の中心的な理念であり、伝統的儒教の女性像と異なった新しい女性像であった。「賢い母」を中心とした性別役割分業は、19世紀「工業化」や「近代家族」の誕生とともに西洋社会が発生した女子教育の思想であった。日本はその西洋の女子教育観を取り入れ、伝統的儒教の女性像を加え、「良妻賢母」を生み出して。そして時代の流れや女子教育、社会価値観などの変化とともに「良妻賢母」から「男は外で働き、女は家庭を守る」という言葉に改変してきたと思う。

この研究では日本の「良妻賢母」という言葉における歴史的背景や起源、女子教育の変化、良妻賢母の特徴を通じて、女性の社会的役割や生き方、その他の影響などを検討し考察していく。第一章の「良妻賢母とは」は、良妻賢母という言葉の誕生や起源などと良妻賢母主義についての考察である。第二章「女子教育の展開」では、良妻賢母における日本近代女子教育の変化と良妻賢母を中心とした高等女学校についての事態である。第三章「良妻賢母がもたらす影響」は、良妻賢母の女子教育について、批判・否定的の声から、発展した婦人問題や母性保護論争の研究である。第四章「植民地台湾の女子教育」では、日本の植民地であった台湾は、同じ良妻賢母主義を植民地女子教育に組み込まれるのかと植民地期台湾教育の考察である。

## 第一章 良妻賢母とは

### 1. 良妻賢母について

現在、「良妻賢母」を聞くと、かなり古臭い女性規範のイメージがあって、今の日本社会に存在しないと思われる。「良妻賢母」の意味は、文字の通り「良妻」は夫にとって良い妻、「賢母」は子どもにとって賢い母。性別役割分業論から見ると、これは女性の社会的役割は家庭内に限られており、まさしく「男は外で働き、女は家庭を守る」と意味する。でも言葉自体はそれほど古いものではない。「良妻賢母」という言葉が使え始まったのは、明治以降のものであり、このような良妻賢母の思想が登場してくるのは19世紀末になってからのことである（小山静子、1991年、p. 5）。『明六雑誌』上で、中村正直<sup>①</sup>が「賢母良妻」というかたちで文明開化のシンボルとして用いたのが、最初とされている（深谷昌志、1998年、p. 156）。

深谷昌志によると、良妻賢母思想というのは、日本の歴史的観念から見ると、それは旧来から儒教規範の制約を受けながら、ナショナリズムを背景に、西洋の近代的な女子教育を屈折して吸収した女子教育観念である（深谷昌志、1998年、p. 11）。すなわちその理想としたところは、「古代からの女性としての徳を兼ね備えた上で、国家への視野の拡がりを持ち、優良な次代の国民を育てるに足るだけの知識をもった女性」という、女性は家庭で子どもを教育する担当者となった（瀬地山角、1996年、p. 127）。「良妻賢母」は古い儒教的規範ではなく、「新しい」規範である。やがて知識と教養を身につけた女性が国家にとって不可欠だと認識する『国体観念』の下で良妻賢母思想が大きく成長してきた（深谷昌志、1996年、p. 11～p. 13）。こうした考え方は、江戸時代の「無能な事は良い道徳」という一方的に夫へ盲従する儒教の女性観と大きく違っていたが、儒教的な「婦徳の涵養」という徳目もそのなかの重要部分として盛り込まれるのである（瀬地山角、1996年、pp. 144～145）。そして第二次世界大戦前の日本にとって、「良妻賢母」は女子教育の中心的理念の一つと考えられる。

良妻賢母主義という女子教育の内容は、時代の流れの変化とともに変化してきた。最初明治文明啓蒙開化期には「開明的」・「近代的」欧米の影響を受けて、男女は平等的な地位であり、明治5(1872)年に発布した「学制」によって、西洋志向的の男女共通の普通教育がすすめられたが、明治10(1877)年代から性差に応じた教育を求めてきて、明治20(1887)年代に入ると、男尊女卑という概念に基づく「儒教的」婦人観になり、家事、裁縫などの教育とともに『女大学』的な婦徳の養成が強調されていく。そして明治22(1889)年の教育勅語の発布や、明治30(1897)年の家父長専制の民法親族・相続編の公布によって、「家父長的」

良妻賢母主義教育が確立されていった。また日清戦争（1894－95年）、北清事変（1900年）、日露戦争（1904－05年）とほぼ5年おきにあいついだ大陸侵略戦争によって、家庭内家事などとして行なわれる良妻賢母主義は、「国家主義的」強い良妻賢母主義が登場してきた（千野陽一、1998年、p. 687）。良妻賢母は古い儒教規範の下で生まれたのではなく、日本の「近代化」とともに、誕生したものである。

良妻賢母思想は「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業の形で、女に対する期待を儒教の徳目とともに、優良な次世代国民の再生産のために教育する母という欧米女子教育を取り入れ、女性の生き方、女性像などを日本国家統合のためにとする思想であった。小山静子は、このような女性像は、日本の良妻賢母思想以外、欧米においても、母親の役割が国家的観点から重視され、女子教育の必要性を主張する論拠となったのである。つまり、良妻賢母思想を戦前日本特殊な女性規範としておさえるのではなく、戦後の日本社会や欧米の近代国家において期待される女性像との共通点・連続性をもち、「近代」の思想としてとらえている（小山静子、1991年、p. 7）。

## 2. 良妻賢母の誕生と高等女学校令

明治5(1872)年に学校教育「学制」が發布して以来、明治30(1897)年前まで女子教育は低迷に続いていて、政府関係者達もほとんど無関心であった。日清戦争以降高揚した国家意識の中で、女子教育関係者だけではなく、政府にも態度が変え、良妻賢母の育成の必要性を唱え、高等女学校令の女子教育を振興し始まった。良妻賢母という言葉はいつから日本に使用し始まったのだろうか。

まず、言葉の上では、良妻賢母は「賢母良妻」という形で、『明六雑誌』において、中村正直によって使用されている。彼がミルの「自由論」を紹介したときで、文明社会を作るには賢い母、良い妻が必要だと主張した。次に啓蒙期の代表的な開明派知識人である森有礼<sup>(2)</sup>が「賢母良妻」を使用して、国家的見地から将来の国民を育てる「母」の重要性を認めて賢母の女子教育を強調した（深谷昌志、1998年、p. 156）。彼は、教育を受けていないから女は愛に溺れてしまうのであり、教育を受ければ母の愛は子を育てるのに「よい条件」へと転化すると主張している（小山静子、1991年、p. 37）。「良妻賢母」を意識的に使用したのは、雑誌「女鑑」である。発刊趣意のなかで、「女鑑は、貞操節義なる日本女子の特性を啓発し、以て世の良妻賢母たるものを育成するのを主旨とする」（明治24〔1891〕年8月）と「女鑑」がうたい、夫を助け子を育てる日本的な女子の育成を目指すと宣言した（深谷昌志、1998年、p. 156）。明治26(1893)年、森有礼について、文部大臣井上毅<sup>(3)</sup>は女子教育の制度化に着手し、やがて高等

女学校制度の骨組を作り上げた。彼は「女学校教育の目的は教育勅語の趣旨にもとづき貞淑の徳を涵養することにある」と言って、「男女は人間として生理的差異があり、男は外を治め女は内を治めるに適当な固有の性能がある」ことを付け加えるのを忘れなかった。(方雅君、2002年、p. 42) 明治28(1895)年1月、文部省令として「高等女学校規程」が出されて(小山静子、1991年、p. 47)、高等女学校は尋常小学校4年卒業後入学する6年制の女学校(深谷昌志、1998年、p. 154)、そしてついに明治32(1899)年2月、勅令として「高等女学校令」公布され、明治34(1901)年に同施行規則とともに、高等女学校は、男子の中学校と同じく「高等普通教育」機関として法令上位置づけられた(小山静子、1991年、p. 47)。高等女学校は、「女子に須要なる高等普通教育を為す」を目的として高等小学校2年卒業後入学する4年制の女学校で、修身・国語・歴史・地理・数学・理科・家事・裁縫・習字・図画・音楽・体操が必修教科、外国語を選択科目としている(深谷昌志、1998年、p. 154)。その高等女学校令の生み親、文部大臣樺山資紀<sup>(4)</sup>は、明治32(1899)年4月に地方官会議で高等女学校令制定の理由を次のように演説した。

「健全なる中等社会は独り男子の教育を以て養成し得べきものにあらず。良妻賢母と相俟ちて善く其家を斉へ始て以て社会の福利を増進することを得べし、故に女子教育上の一大欠典と言はざるべがらず……高等女学校の教育は其生徒をして他日中以上の家に嫁し、賢母良妻たらしむるの素養を為すに在り、故に優美高尚の気風、温良貞淑の質性を涵養すると俱に中人以上の生活に必須なる學術技芸を知得せしめんことを要す」(小山静子、1991年、pp. 48~49による引用)

中流社会は男子の身でつくりあげることでできないから、高等女学校を作り、温良貞淑な中流以上向き妻女を育成したというのである。賢母良妻という形で用いている(深谷昌志、1998年、p. 155)。そして、最初に女子教育の目的を良妻賢母にありと公式に表明したのは、文部大臣菊池大麓<sup>(5)</sup>(明治34~36[1901-03]年)であった(千住克己、1967年、p. 28)。それ以降除々に良妻賢母という用語法が主流となっていく(瀬地山角、1996年、p. 144)。明治30(1897)年前後かけて、良妻賢母という女子教育は誕生してきた。そして、明治43(1910)年「高等女学校」を改正して発足して実科高等女学校は、その延長線上でいっそ徹底した良妻賢母主義の教育をめざすものであった(海原徹、1998年、p. 163)。

### 3. 良妻賢母の起源

この「良妻賢母」とう言葉は日本だけに存在したではなく、中国語(賢妻良母)、朝鮮語(賢母良妻)にも同様の用法は存在し、しかも中国でも、朝鮮半島

においてもそれは儒教的色彩の強い女子教育を形容する際に用いられる（瀬地山角、1996年、p.127）。では、良妻賢母の起源は一体どこから始まったのでしょうか。

#### （1）中国

まず、中国から見ると中国の古典に関する最大の辞典である諸橋徹次編『大漢和辞典』（大修館書店）を見ると、中国古典の用法の中には「良妻」良い妻、「賢妻」賢く妻、「賢母」賢く母、「良母」良い母といった二字熟語は存在しても、「良妻賢母」や「賢妻良母」といった四字熟語の形では存在しない。これら四字熟語が用いられるようになったのは比較的最近のことと考えられる。陳東原<sup>りょうけいちょう</sup>の『変法通議』の中の「論女学」から中国における良妻賢母的女性観の始まりと考える。しかし、瀬地山角によると梁啓超<sup>りょうけいちょう</sup>自身は良妻賢母という四字熟語を用いておらず、また女子教育を推進しようとした理由は、母役割ではなく、女性が職業につかず、したがって富を生産せず、男性の稼いだ富を浪費する側に回っていることが中国の弱体の原因だと考え、良妻賢母思想とは異なっている。瀬地山角によると、1905年前後ごろから良妻賢母はおもに賢母良妻と言う四字熟語で使われるようになった（瀬地山角、1996年、pp.131～132）。

四字熟語として始めてみられるのは、1904年の『女子世界』第四期に掲載された丁初我の『女子家庭革命』の中である。「女学を振興するのは、女子はただ賢母良妻の資格を取るためではなく、依頼の根性を離脱し、独立の人格を養成するためである」（姚毅、1999年、p.117）。また1905年の『順天時報』に掲載された「論女子教育為国之本」という論文の中で、「秦漢以降……時に女学は存在したが……未だに士族の間にあまねく広まっていはいない、それが広まって、国家のために国民を養成する責任を担い、賢母良妻の義務を尽くすことを望まざらばいられない」とした上で、国家建設の基礎として良質の国民をつくるためには賢母良妻が必要と論じている。この『順天時報』はそもそも日本人の手によるものであり、当時は日本の外務当局の外郭団体的な存在であったとされている（瀬地山角、1996年、p.133）。

そして1907年ごろになると、賢母良妻が単なる女性の存在のあり方だけではなく、女子教育の方針そのものとして用いられている。『東方雑誌』の「論女学宜先定教科宗旨」の論文から見ると、女子の特性にあった女子教育を「賢母良妻」教育と位置づけている。さらに、1907年の『女子師範学堂章程』と『女子小学堂章程』の公布を合わせて考えると、言葉の内実が単なる女性の存在のあ

り方から女子の特性にあった女子教育方針へと推移していったことも想像できる（姚毅、1999年、pp. 117～118）。両章程の『總要』では、「中国の女子教育は女徳を尊重し、礼教に悖ることがないように」と戒め、「孝弟慈愛、端敬貞淑、信実勤儉」など儒教徳目を要求し、女子修身書も指定している。ここで国家・民族意識、愛国心を持ち、近代知識を身につけるとともに、儒教徳目も備えた女性が求められていることである。そして儒教徳目の重視も、家族・宗族の範囲を超えて、新しい女性の生き方が組み込まれたのである（姚毅、1999年、pp. 120～121）。

また『近代中国女権運動史料 1842－1911』（李又寧、張玉法、1975年12月）の文献から見ると、良妻賢母と日本女子教育などがこの1900年代ごろに紹介されていた。例えば『順天時報』1907年1～2日に掲載された「記日本女子教育発達」という論文の中で、日本女子教育の誕生から現在の状況まで、女性ができる仕事、女子教育の良さ、下田和歌<sup>(7)</sup>などが論じていた（李又寧、張玉法、1975年、p. p. 285～288）。下田歌子は有名良妻賢母のイデオログとして実践女大学の校長をつとめ、そこには多くの中国人女子留学生を受け入れた、1901年以来14年間に、秋瑾<sup>(8)</sup>を含めて200何人ぐらいが日本に留学したといわれており、中国の女子教育に大きい影響を与えたとされている（瀬地山角、1996年、pp. 134～135）。

## （2）朝鮮

次、朝鮮半島から見ると、朝鮮半島の資料を調べ得た限りは、1900年代にはまだ良妻賢母あるいは賢母良妻といった四字熟語は登場していない（瀬地山角、1996年、p. 142）。そして儒教規範を最も強く受容し、男女の空間的隔離を厳しく要請した朝鮮の社会では女性が外で教育を受けることはなかなか受け入れられず（瀬地山角、1996年、p. 138）、朝鮮儒教の18世紀実学派李瀾<sup>(9)</sup>のように「婦人は勤と儉と男女有別の三戒を守れば十分である。読書や講義は男子のすることで婦人がそのようにことに力を注げばその害たるや限りがない」と考えている（瀬地山角、1996年、p. 130）。朝鮮の伝統社会の規範からみると、子供の教育をできる「賢い母」という女子教育は存在し難かった。1899年は「女学校官制13条」が学部より奏定されたが、しばらくは実施に移されず、1908年になると最初の官立の高等女学校、漢城高等女学校（現在の京畿女子高）が設置された。また同じころ『皇城新聞』には「女子教育をすることは、すなわち男子を教育することの模範であって、女子は誰でも男子の母となるのであるから、そ

の母の行いが正しくなければ、その子の藹然たる心も失われる」として女子教育の必要を説く論説が掲載される（瀬地山角、1996年、p. 139）。1900年代末の女子中等教育の導入、そしてその後の日韓併合にともなう日本の女子教育制度の移入を考えると、1910年代にはすでに良妻賢母が内実をともないつつ朝鮮に導入されたと考えられる（瀬地山角、1996年、p. 142）。

瀬地山角によると朝鮮語の賢母良妻という用語法は、1910年代に『皇城新聞』『大韓毎日申報』といった民族派の新聞はいずれも廃刊となって、『大韓毎日申報』が総府に接收され『毎日申報』という名前で、御用新聞として残る。調べ得た限りでは1918年7月14日付の朝鮮人の投稿記事の中に「良妻賢母」という表現がみられて、朝鮮半島での四字熟語としての最初ではないかと思われる。ここでは近代的な女子教育を推進するという立場から良妻賢母が肯定的な意味で用いられている。1920年には朝鮮人による朝鮮語の新聞『朝鮮日報』<sup>(10)</sup>『東亜日報』<sup>(11)</sup>が相次いで発刊される。そのうち1920年4月創刊の『東亜日報』では、創刊当時から様々な文章の中に「賢母良妻」が四字熟語として登場し、論じられている。まず1920年4月3日の『東亜日報』に掲載された李一貞<sup>イ・イルジン</sup>の談話では、賢母良妻とは「あまり抽象的で、時代遅れでもあるが」と言いつつ、それを「一国の将来を左右する第二国民たる子女の教育に責任をもつ」きわめて重要な存在として位置づけ、肯定的に論じている。将来理想的な家庭生活としては、男女両方が責任を担うべきであるとしながらも、齐家、育児といった現実の女性の職分が決して奴隸的な卑しいものではなく、社会を支える重要な役割であるとしている。同じころ同紙には「従来のいわゆる賢母良妻主義とはすなわち無報酬の女下人主義で」これを廃して「完全な人格主義のもとに女性を解放する」ことが必要だとする意見が掲載されている。ここではすでに良妻賢母に対する革新的な側からの否定的見解も展開されている。まだ1922年には「女子教育といえはいわゆる賢母良妻主義である。これは女性が賢良なる母妻になれるようにしようという教育であり、日本や朝鮮で実行され、主張されている教育である」というように日本との関係を示唆する文章も見られる（瀬地山角、1996年、pp. 140～142）。

### （3）儒教

最後、中国の伝統儒教学における正統的女性論の特徴から見る。末次玲子によると儒教学の女性論は6つにわけられる。

① 易の陰陽思想を根底にもつ儒教は、男女関係・夫婦関係を人間関係＝五倫の

はじめとして重視する。

- ② 陰陽二元論にもとづき、男女の別、男尊女卑が絶対的真理とされる。
- ③ 父権家族維護を最優先するため、男性と女性とで性道徳を異にし、たとえば「礼に夫に再娶の義有るも、婦に二適の文無し」（班昭『女誡』専心第五）とされる。
- ④ 男女の矛盾を調和させる志向をもち、例えば夫は妻の天とされるが、同時に夫妻は一体とされる。
- ⑤ 正式の婚姻によって夫と一体化した正妻や母の役割の大きさ。とりわけ夫なきあとの子に対する教導、後嗣決定などの役割は、それによって個別家族はもとより、政権の頂点をも左右するほどの正統性を持つ。

「内聖外王」（修養し徳を高めることが同時に現実社会で最良の統治者なることに通じる）の学である儒教では、五倫の正しいありようの実現、そのはじめである男女の正当な関係の実現が、修養の目的であり、政治の要諦であった。「内聖外王」の理想は、男性のものだが、⑤のような役割をもつ女性にも、この道理を知ることが期待されたと考えられ。

（末次玲子、1999年、pp. 96～97による引用）

伝統儒教の女性観は、以上に述べた諸要素をすべて絡み合わせた、私たちと考えた単なる儒教の徳目の一つではなく、一つの総体的概念と考えるべきである。姚毅によると最近の研究によって、儒教の女性観はひたすらに女性を抑圧し、家に閉じ込めようとするのではなく、階層によって、地域によってその受容、影響の程度は実にさまざまである。知識層では、娘にある程度の読み書き能力をならば学ばせた場合もしばしばある。ときには、母性を通じて家庭の中での地位の向上を図ったという見方もある。しかし、これは階層によってかなり限られたし、その内容も儒教的倫理規範をこえなかった。伝統儒教の女性観は貞操と夫への順従、舅姑への孝を核とした女性観である（姚毅、1999年、p. 116）。

こうして中国、朝鮮半島における良妻賢母に関する観念と用語法からみてとれることは、歴史の起源が決して中国、朝鮮半島社会のもっていた伝統儒教の女性観と直接結ばれるものではないことである。儒教の伝統的「無能な事は良い道徳」という一方的に夫へ盲従する女性観と優良な次代の国民を育てるに足るだけの知識をもった女性の良妻賢母主義は視点や立場が実質的に異なっている。また歴史上いくつか当時の文献での示唆から、その導入が日本を起源としてその影響をうけていたことも明らかとなった。良妻賢母は中国や朝鮮半島の伝統ではなく、近代日本からの輸入品だったのである（瀬地山角、1996年、p. 138）。でも「良妻賢母主義イコール儒教」という誤った観念は、どうして生まれたのでしょうか。深谷によるとその原因の一つには、良妻賢母主義そのものの持つ儒

教との連続性によっているということができよう。特に良妻賢母主義は実際の教育現場においてしばしば儒教色を強め、実際の受容に際して儒教と同一視されがちだったといわれている。それと中国など実際の導入に際しては、「男は外、女は内」という儒教規範が良妻賢母に読み替えられて、最も重要な伝統的陰陽二元論をそのまま受け継いだことであって、抵抗をやわらげである（瀬地山角、1996年、p.146）。

#### 4. 近代欧米の女性像—主婦の誕生—

良妻賢母思想は、男女の性別役割分業に応じて、「男は外で仕事をする、女は内で家庭を守る」という男女観を持っており、期待される女性像も含んでいった。そしてこの性別役割分業観は、生産と再生産が分離し、公共領域と家庭領域が分離したと意味する。この概念と欧米の「近代家族」概念が一致している。落合恵美子によると「近代家族」とは、(1) 家内領域と公共領域の分離 (2) 家族成員相互の強い情緒的關係 (3) 子ども中主義 (4) 男は公共領域・女は家内領域という性別分業 (5) 家族集団化の強化 (6) 社交の衰退 (7) 非親族の排除 (8) 核家族などである（落合恵美子、1989年、p.18）。このような「近代家族」概念の登場により、女が担う分野は家事・育児役割になり、女が主婦になった。「近代家族」の誕生とともに主婦も誕生した。

17世紀後半からの産業革命を通じて、最初に近代社会を迎えたイギリスでは、「子育て書」や女の家庭と育児への囲い込みが始まっている（小山静子、1991年、p.6）。それは19世紀中頃までに中産階級の支配的文化のうちに定着した家庭重視イデオロギーである。中産階級の家庭重視イデオロギーは三つの考え方を前提として成り立っている。まず第一に、男女は別個の領域があるという考え方が、男性と女性との生物学的差異に基づく「自然な区分」であるとして唱道された。第二に、女性はまず何よりも妻であり母であること、そしてそうである以上、女性は基本的に、男性と子どもとの関係からその在り方を決定される相対的な存在であり、自立した存在ではないという考え方である。第三に、女性は男性よりも劣り、男性に従属するものであるという考え方と連結された。こうして、「女らしさ」は、家庭への愛着、従順、弱々しさと同一視されるようになった。この中産階級の家庭重視イデオロギーは、ある特定の社会的、政治的、経済的な枠組みのなかで発展したが、18世紀末から中産階級に、19世紀中頃それ以外に労働階級までも広く浸透した。この頃には、夫は家族を基礎とする集団の一部としてではなく、外の世界における賃金労働者として働くこと

が多くなり、労働の場と家庭の場を切り離すことになって、生産と消費の分離、公的領域と私的領域の分離によって、女性労働者は「家事労働者」になり、そして「近代家族」が誕生した。女は家庭の外の世界から分断され隔絶された存在、すなわち女性は「主婦」になった。(香川せつ子、1999年、pp. 2～6)

そして家庭に囲い込まれた女たちに家庭教育の役割が任され、「教師としての母親」像が鮮明に打ち出されるのは、小山静子によるとヴィクトリア時代の代表的な育児書である、エリス夫人の『イングランドの母親たち』(1843年)や、ペドレー夫人の『育児と子どもの管理』(1866年)などがある。その内容においては、『国民の強度』の育成という任務にとって母親こそが最適任である」と主張されている。次フランスにおいては18世紀後半に、家庭像の変化がおこり、家族は未来の国民の生命と社会化に関わる特権的な場として、国家による管理と規制の対象となっていく。それとともに、子どもの保護・養育を家族の中心的役割として、母親をその担い手とする家族のイメージが作り出されていった。そして第三共和国における公立女子中等教育制度の確立(1880年)は、良妻賢母理念に支えられており、女子リセ・コレージュは「共和国の未来の母の養成」を教育目標としていった。ドイツでは、19世紀末には労働者層の女性に対しても、近代的な主婦の養成を目的とする家政教育が始められていく。それから世紀転換期頃になると、女を知性および人格面で教育者とする考え方傾向が強くなり、「国家の外に置かれてきた女性を教育者たる母として国家のなかに統合しよう」となっていた。アメリカにおいては、19世紀初頭より次第に近代的家族が成立し、そしてこの新しい家族形態構成を支えるものは、「家庭内性」や「女らしさ」であった。それとともに、国民形成の観点から、一方では家庭内での母親の教育的役割が重視され、他方では教職にも女性が多く進出していったということである(小山静子、1991年、pp. 6～7)。

以上様々の観点から見ると、良妻賢母教育や思想の考え方は、日本や中国、朝鮮半島だけでなく、19世紀にかけて西洋にも見られる期待された女性像である。女性の社会的役割は「近代家族」や「工業化」とともに変化してきた。女はよい妻・母となり、その役割は家庭教育の必要性から、国家のために優良な次代の国民を育てるまで社会的に重要な立場になった同時に男女差別も発生した。良妻賢母教育や思想は西洋の近代化から誕生し、のちに世界中広範囲に浸透し、様々の文化と交流して、変化を溶けてきた。東アジアの中では、日本が一番にこの「男女差別」による女子教育を取り入れ、従来の儒教的女性観を加えて、中国、朝鮮半島に輸出された。

## 第二章 女子教育の展開

### 1. 女子教育とは

良妻賢母は、戦前の日本にとって、近代的女子教育の中心的考え方の一つであった。日本の近代的女子教育はいつから始まり、どういう意味をもち、そして、良妻賢母主義によって、どういう影響を受けたのでしょうか。

女子教育というのは狭義に学校における女子の教育、広義に女性を対象として行われる家庭教育や社会教育なども含む教育を意味する。教育のなかに女子教育と男子教育が区別されるのは、それなりの理由があった。それは、(1) 女性の能力は男性に一段劣っており、したがって教育の内容も低レベルでよいとする女性蔑視観、(2) 男女の生理的差異に基づく社会的役割を固定的にとらえ、育児・家事をになう女性にはそれにふさわしい教育（特性教育）が望ましいとする性別役割分業観、(3) 女性に、男性と同等の教育機会、教育内容を保障するために、特に女性教育を重視する必要があるなど、男女平等の三つの考え方があげられる。女子教育はそれぞれの時代、社会における女性観や、女性の社会的地位と深くかかわり、それらに大きく規定されながら展開されてきた（天野正子、1998年、p. 387）。

しかし、全体としてみれば、歴史的に女子教育が常に男子の教育に一步遅れ、それを追いかける形で発展してきたことは、ほぼすべての社会に共通している。欧米諸国では、近代初期まで、女性は学校での公的教育の対象から排除され、家庭で母親から家事の訓練が行われてきた。しかし、18世紀末から19世紀にかけて、公教育における男女同一の教育を説く教育権思想の発展や、産業革命の過程で富を蓄積した商・工業ブルジョアジーを主体とする中産階級の成立と、彼らの子女に対する教育要求の高まり、工場制生産の成立・発展に伴う女性の家庭外就職などを背景に、女子教育の必要性に対する社会的認識が高まった。こうして19世紀になると、欧米諸国では、男女共学を基本とする義務制・無償、宗教的中立性を特徴とする初等教育が制度化され、この動きがその後さらに中等教育へと広げた（天野正子、1998年、p. 387）。

明治以前、日本の女子教育の歴史を大まかにいえば、次のようになる。奈良・平安時代の貴族社会では、貴族の女子にとって和歌、書道、音楽などの教養が必要とされた。武士が支配階級となった鎌倉・室町時代では、家父長権の強化のもとで、女子は男子に服従することが強調され、家事や貞節が重視されてきた。江戸時代になると、社会の安定と経済の発展に伴い、寺子屋、藩校など男子に対する教育体制は整備されていった。しかし女子に対しては、町人層ではある程度の寺子屋が開放されていたものの、門戸かれておらず、家事、裁縫、

芸事などの個人レベルでの習得がおもな教育であった。また、女子用教訓書『女大学』に代表されるように、女子は男子に従うこと、家事がたいせつであることなど儒教的道徳観が教えられてきた。そして、明治初年になると、男女平等とする欧米の近代的市民的な女性観の影響をうけて、開明的女子教育振興政策が急速に進められた（千野陽一、1988年、pp. 82～83）。

明治5(1872)年、学制が發布され、「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん」ことを目指して、男女の別なく、女子も8年制の尋常小学を「必ス卒業スヘキモノトス」（学制27章）と定められた（深谷昌志、1977年、p. 218）。学制の規定によれば、女子も男子と同じように、8年間、男子と全く同一の教材を学習し、志望者は中学に入学することになる。文字どおりの男女共通教育である（深谷昌志、1998年、p. 44）。この学制は、欧米諸国の教育法規を参考して短期に作られたものである（深谷昌志、1977年、p. 220）。また学制に影響を与えた「和蘭学制」は、初等教育は原則として男女共通教育、中等教育は男女別教育の構成である。これに対して「仏蘭西学制」では女子小学を設けて、初等教育も原則として男女別教育、裁縫の教材も課する規定がなされている。いろいろ外国の教育事情を参考するがきり、必然的・意識的に女子教育の項のみ手を入れなければならないから、学制の中に、女子の普通教育が含まれたであろう（深谷昌志、1998年、p. 46）。しかし、学制規定の中から、女子の文字を拾うと、村落小学の一種として「女兒小学」の設立（学制26章）と、「小学校教員ハ男女ノ差別ナシ、其才ニヨリ之ヲ用フヘシ」（学制46章）などが認められるだけである（深谷昌志、1977年、p. 218）。この男女共通教育は、同時に欧米でも一般的なものではなかった。

学制は初等教育の普及を急務とする国策的から、強力に進められた。しかし経済的な貧困や、急激な教育観転換などのために、一般国民は受け入れてはいなかった（皇至道、1970年、p. 97）。教育を受けられる機会があるのは、本当に富裕層ぐらいの人々になる。でも、学制によって義務教育が男女平等になり、さらには津田梅子<sup>(12)</sup>ら女子留学生のアメリカ派遣（明治4〔1871〕年）、男子と同等の教育を与える官立の東京女学校の開設（明治5〔1872〕年）などはその現れである。しかし、明治中期になると、自由民権運動抑圧ともからんで政府が強権的国家主義的政策に変わって、教育政策全体も国家主義的・復古主義的な方向に転換するなかで、女子教育も伝統的・儒教主義的女性観をふまえ、性別による天分の差に応じた特性教育へと大きく変わった。これにより中等教育段階以上の学校では男女別学が原則とされ、それは第二次世界大戦後の改革まで変わらなかった（天野正子、1998年、p. 387）。

## 2. 性差別の女子教育へ

学制の規定によると、男女は平等に教育を受けられるが、実際には多くの困難があった。また、明治になったといっても民衆の女性たちの生活が変わるわけではなかった。結婚し、家事・育児を担い、家業の手伝いをする女性の一生は続くのである。したがって、学制による男性と共通の一般教育を与えようとした「学校」に、民衆の女性たちは背を向け、そのため、女子就学は低迷し続けている。そして、女子の教育に家事・裁縫を欠くことはできないとの意見が、県単位から上がっているのである。「文部省年報」に、各県から報告された「将来教育進歩ニ付須要ノ件」が記載されているので、明治8(1875)年の例をして、いくつ引用する。

埼玉 「女兒小学ヲ設立シ、教科書ノ外ニ裁縫ノ一課ヲ置キ女紅ヲ尊重セシムル事」

京都 「学校中に女紅課ヲ設ケ女子ヲシテ長ク学ニ就カシムルノ計ヲ為ササルヘカラス」

奈良 「上等小学ハ無論、下等小学ト雖モ男子ノ体操時間ヲ以テ女紅ヲ教フル事」

福島 「女子ハ必裁縫ナキ事アクハス」

つまり学制の提唱した男女共通教育の現実の姿は、女子の不就学者の多い地方で、形式上、実施されたにすぎず、教場に女子を見かける地域では、男女別教育が行われていたのである（深谷昌志、1977年、pp. 224～226）。

明治9(1876)年から11年にかけて、『教育雑誌』は女子教育論や海外の女子教育状況が数多くのせられている。

「女子ノ性ハ男子ト異ナル所アルヲ以テ其方法自別ナキ能ハズ 若シ両性ヲ混同シテ之ヲ教ヘハ其心性儀容ヲ損害スルコトアルヘシ」

これは、『教育雑誌』に掲載されたドイツの教育論の紹介記事の一部である。これらの内容の多くは、男女は天性を異にするから、教育のあり方も天性に応じて、女子に固有の教育を与えるべきという論旨で一貫している。男女は性質も異なるし、将来の進路も違うのであるから、本来なら、男女別教育が望ましい（深谷昌志、1977年、pp. 224～227）。そして、明治10(1877)年代へ入ると、男女別教則をとる県が、急速に増加し始めるが、女子教育の必要性を感じていない親たちが多く、明治30年まで女子教育は低迷し続けていた（深谷昌志、1977年、pp. 228～230）。また明治8(1875)年11月日本最初の女教員養成のための教育機関、女子師範学校が東京に創設されたが、女子教育の低調ということで、中央・地方の別を問わず全国的に不振であった（海原徹、1998年、pp. 155～156）。それは小学校就学率の低いこの時期、文字学習の習慣が定着していな

い民衆の女性にとって、小学校課程の修了程度であっても師範学校入学は困難であった（深谷昌志、1977、p. 239）。

小学校就学率  
(明治 15～30 年)

明治	15	16	17	18	19	20	21	22
女子	31.0	33.6	33.3	32.1	29.0	28.3	30.2	30.5
男子	64.7	67.2	67.0	65.8	62.0	60.3	60.3	64.3
明治	23	24	25	26	27	28	29	30
女子	31.1	32.2	36.5	40.6	44.1	43.9	47.5	50.9
男子	65.7	71.7	71.7	74.8	77.1	76.7	79.0	80.7

(深谷昌志、1977 年、p. 261 による引用)

この頃、女子教育の必要性は子どもに対する母親の役割と女性は児童を教える最良の教師であるという主張になった。文部省は女子が将来母となり、その母の賢・不賢が子どもに大きな影響力を発揮するがゆえに、女子にも教育が必要だと考えたのである。娘の教育だけでなく、息子の教育の担当者としても、母親が認知されたことがわかる。しかし、なぜ母役割の強調がなされねばならなかったのだろうか。それは、次代を担う国民の養成、それも大量の「質のよい」国民養成が求められ、それが女たちに期待されたからと言う（小山静子、1991 年、pp. 36～38）。そして日清戦争後（1895 年）になると、女子教育論においては、単なる賢母論にとどまらず、良妻賢母論が登場し、明治 32（1899）年、高等女学校令の公布をもたらすことになる（小山静子、1991 年、p. 40）。女子教育は性差別への教育に変わってきた。よい妻・母を養成する良妻賢母教育になって、家事や育児のやり方を習い、家庭を守る役割になった。

### 3. 家庭教育論

そして良妻賢母論と共に誕生したのは、家庭教育論である。賢母への期待は家庭教育の問題に注目した。この頃、母親と家庭教育とは切り離せないものと考えられる。明治 20（1887）年代後半に入ると、家庭や家庭の教育のあり方について論ずるジャーナリズムが登場してきた。その代表は、徳富蘇峰による『家庭雑誌』（明治 25～31〔1892-98〕年）「和楽光名なる家庭」や、羽仁吉一・羽仁とも子による『家庭之友』（明治 36〔1903〕年創刊、41〔1908〕年に『婦人之友』と改題され、現在に至る）、堺利彦による『家庭雑誌』（明治 36～42〔1903-09〕年）である。そして、外国人の手になる家庭教育論の翻訳・紹介も、すでに明治 20（1887）年代半ばより始まっていた。たとえば、マレソン『家庭教育原理』（明

治 24〔1891〕年)、ルソー『児童教育論』(明治 30〔1897〕年)、ハンナ・ホキ  
ットール・スミス『家庭教育』(明治 36〔1903〕年)、アドルフ・マッチアス『太  
朗は如何にして教育すべき乎』(明治 38〔1905〕年)、ポール・ケーラス『家庭  
における児童教育の理論及び実際』(明治 44〔1911〕年)などである。当時の日  
本人が、家庭の教育のあり方を模索し、熱心に諸外国の家庭教育論を吸収しよ  
うとしていた。つまり、家庭教育の問題は、明治 30(1897)年代から 40(1907)年  
代にかけて社会的関心をひき、これに関する情報や知識が、人々の間で人気に  
なっていたのである。(小山静子、1991 年、pp. 65~69)。でも、家庭教育の重要  
性とそのあり方について論じられるようになったのは、一体なぜであろう。そ  
の背景には、就学率が急上昇し始める学校教育に比べて、家庭で行われている  
教育を「遅れている」「乱れている」とみる意識が存在していた。また、新しい  
学校教育にふさわしい家庭教育の登場が求められ、従来から家庭で行われてき  
た教育の改善が意図されたのである。学校教育を受けた世代が親となり、旧世  
代の祖父母と教育のあり方をめぐって、意見の相違が存在していたこともまた、  
家庭教育論の発展を大きく影響した理由の一つであった(小山静子、1991 年、  
pp. 69~70)。西洋文明思想と伝統的な儒教思想の考え方、あり方の違いによっ  
て、家庭教育の問題が論じられていたのである。そして家庭での教育の改善が  
意図されるのは、まさに家庭教育が教育の基礎だからであり、一人の人間の  
人格形成上ばかりでなく、国家にとっても、いやむしろ国家にとってこそ、その  
良否が大きな意味をもっているからであった。

家庭教育においては、なぜ子どもの教育をするにふさわしい役は母親のか、  
日本済美会編『家庭及教育』はその理由として女性、特に母親の愛情深さをあ  
げている。この『家庭及教育』は「明治期の育児・家庭教育に関する集大成と  
でも言うべき」本であった。当事の家庭教育論においては、女であるというだ  
けで、誰も賢母になれると考えられていたわけではなかった。賢母になるた  
めには、女は教育を受けなければならなかったのである。しかも賢母となるた  
めには、単に教育を受けるだけでなく、教師の経験をすることが必要だとする  
意見もあった。教師という職業さえもが、わが子に対する教育準備、賢母養成  
の手段として観念されているのである(小山静子、1991 年、pp. 72~76)。女性  
は賢母となるために、必要とされていた教育学などの「学問」を通じて「科学」  
的な家庭教育のあり方を学ぶことであった。そして「近代的母親」の育成が目  
指されていたということである。また、母親が担うべき家庭教育とは、学校  
教育の方針に合わせ、それを支えてゆく、学校教育を補完するものであった。  
そして、この時期に高等女学校の「教育」の教科書の内容は、家庭教育論とかな  
り似ていた。家庭教育論の内容は、教科書に反映されていたのであり、「教育」

という科目を通して、高等女学校教育に浸透していたとみられる（小山静子、1991年、pp. 84～86）。

この明治 30(1897)年代の家庭教育論において出された論点は、これ以降も繰り返し論じられていくことになる。それは大正中期に家庭教育論が再び盛んになるが、そこでは基本的な枠組みには変更がなく、むしろ「母」の役割がより一段と強化されていた。家庭教育の担い手として父の役割が稀薄化し、母性愛によって母一人の子育てが重視されてゆく。その意味で「遅れた」家庭教育の改善、「新しい」家庭教育像の提示として、この明治 30(1897)年代に登場してきた家庭教育論は、この頃から様々の階層に受け入れられ、次第に定着していくことである（小山静子、1991年、p. 87）。

#### 4. 高等女学校の対象と教育内容

明治 32(1898)年 2 月、高等女学校令が發布された。高等女学校令が進められることとなった女子の中等教育における良妻賢母教育は、一体どのような社会階層を中心的に受けていたのか。文部大臣樺山資紀や菊池大麓などの提唱した中等社会の担い手としての女子教育が目的であった。明治 34(1901)年度の東京府立高女入学者の父親達の職業から見ると、249 人中、官吏 60 人、銀行 19 人、医師 13 人など、専門職ホウイト・カラー層が多く、農業は 16 人にすぎない。また明治 38(1905)年京都府立高女在校生の内、専門職、ホウイト・カラー 250 人、商業 195 人、農業 117 人が父親の職業構成である。この頃、高等女学校の毎月の授業料は、もっとも高い東京府立が 1 円 80 銭、京都が 1 円 50 銭、平均すると 1 円前後であった。しかし、その他諸雑費や下宿費は 14 円ぐらいになる。また当時の高等小学校教師の平均給料は 15 円程度であり、教師の賃金では娘を高等女学校へ進学させることはできなかった。つまり、高等女学校は政府高官や専門職、大地主など、良家の子女の通う学校であった（深谷昌志、1977 年、pp. 279～280）。しかし、経済的に恵まれていても、「商家では高小を出てお針や三味線のおけいごとに通い、一年ほど見習い奉公人にいってお嫁に行くのが普通でした」と山川菊栄<sup>(13)</sup>が回想しているように、商家の娘の進学者は少なかった（深谷昌志、1998 年、p. 188）

## (公立) 高等女学校生徒の出身階層

学 校	卒 業 生	士 族 出 身 者	割 合	学 校	卒 業 生	士 族 出 身 者	割 合
徳基女学校	12	10	83	鶴岡高女	33	20	61
石川高女	27	20	77	福岡高女	40	23	58
米沢高女	30	23	77	彦根高女	18	10	56
鳥取高女	21	16	76	山口高女	31	14	45
福井高女	31	23	74	浦和高女	19	4	21
東京府立第二	46	29	63				

『女鑑』明治34年4月～8月 明治34年の卒業生資料 (深谷昌志、1998年、p.187による引用)

注) 徳基女学校は山口県郡立学校

この良妻賢母教育を受けた女性は、どのような教育内容を習い、どのような理想の女性像が目標であったのか。高等女学校の修身教科書は検定制度であって、民間と文部省編があったが、ほとんどの学校は文部省編『高等女学校用修身教科書』が使われていた。教授要目では修身について、1、2年生では、生徒心得、衛生・修学・起居動作・物品・修徳に関する心得、朋友に対する心得、国家・社会に対する心得を、3、4年生では、自己・家族・社会・国家・人類に対する責務を教えることが規定されていた。明治35年に出版された文部省編『高等女学校用修身教科書』は、各学年に一冊ずつ宛てるように、1巻から4巻まで発行されており、教育勅語解釈のほか、徳目は、個人道徳（正直、親切、素質など）、家庭道徳（孝行、貞操など）、社会道徳（慈善、公衆衛生など）国家道徳（国体、兵役など）から構成されていた。内容から見ると、女性の役割は、家庭内で家事・育児を担当することであった。妻としては、貞操を守ると同時に、夫につかえて万事に忠実であること、夫を補助して内助の巧をはたすことが求められている。また母としては、子を憐れみ、しつけなどを教えることが必要とされている。嫁としての役割も期待されており、尊厳心をもって舅姑につかえること、夫の親族と親しむことが主張されているなど。それは、舅姑と同居し、家事使用人も抱えた家族にあって、夫や舅姑につかえ、子を育て、教育し、家政を管理できる女性、そして国民としての自覚を持ち合わせた女性が、「良妻賢母」の理想であった。そして明治40(1907)年、文部省はまったく文面を改めた『高等女学校用修身教科書』を再び発行している。そこで、5年前のものとは異なった女性像が描かれていた。それは、妻・嫁として無条件の従順さが求められてはいないことである。一つは夫への諫言が良妻の条件としてあげられて、家風を守るといっても、絶対的なものではなかった。二つ目は、女の果たす家庭内役割を社会的・国家的観点から価値付ける考え方が登場していることである。例えば、『高等女学校用修身教科書』は次のような表現がある。「経済・衛生・育児・看護等に関する知識を習得して日常無用の費を省きて余裕あらしめ、家族の人々の健康を進めての繁栄と快樂とを得しむるは女子が社会の進歩に対する務の一なるべし」、「家庭の風儀好尚はやがて社会風儀好尚となり、

延いては国民の気風に関係し、国家の品位にも力を尽くすると少しといへども、家庭改良の如きは国民の進歩を促す基なれば、よくこの点に注意して、その重任を完うすることを心掛くべし」。良妻賢母思想の特徴は、家事・育児を国家の視点でとらえ直しによって、女性と国家の関係性を明確化したことであった（小山静子、1991年、pp. 201～205）。良妻賢母主義の教育はここに至って、女性の性的役割は家庭内と止まり、伝統的・儒教的な三従の教と異なり、育児・家事などを通じて、健全な国民になることが女性に求められた理想像であった。

## 5. 中間層の女子教育—実科高等女学校—

明治30（1897）年代後半になると、「良妻賢母」に対する批判が高まり、女子教育の理念として「良妻賢母」の是非が論じられ、また良妻賢母を反映させた現実の女子教育が批判の対象となった（深谷昌志、1998年、p. 238）。高等女学校は、修身書からみると、発足時点において他人の家に嫁し、良い妻・母の養成に力点をおき、民衆の教育的意欲を引き出そうとするものであった。日露戦争後の就学率の上昇によって、特に就学者の両親からは、高等女学校を卒業しても期待する階層への婚姻を保証されないことが判明すると、高等女学校の教育内容に対する批判が増加した。それは高等女学校の教育内容は実用的なものではないであった（中西直樹、2000年、p. 160）。政府はこの問題に対して、明治41（1908）年5月、「高女令施行規則」を改正した。普通学務局長によれば、「実際の良妻賢母を養成せん方針にて、従来の規則的詰込主義を変更し、全国各地により、其実情に適合せる教育を施さしむる」を目的としたもので、(1)高女施行規則中に認められていた三年制高女を廃止する(2)教育内容決定にあたって地方差・学校差を考慮する(3)教員・施設を欠く場合、音楽・図画を選択科目にできる、がおもな改正であった（深谷昌志、1998年、pp. 239～240）。

翌年になると、高等とは別に、実用的教育に重点をおいた女学校の設置構想が浮上する。明治42（1909）年10月『教育時論』は、これに関する某当局者の意見として、次の談話を掲載している。現在制度の弊は、「現在高女卒業生に対する世間の非難は、多くは女子が其卒業後、兎角家庭に实际的ならずして、一家の主婦たるの資格なしと云ふにあるが如し、（中略）蓋し商家にありては普通算盤、簿記の心得も必要なるべく、農家にありては簡易なる農業思想も養成せざるべからず、（中略）完全なる主婦を養成せんが為には、現今の高等女学校を二種制に改正する方最も適当なり。」二種の高等女学校は、「其方法に就ては種々あるべしと雖も、一は実科的教育所となし、成るべく以上の如く土地の事情に適応したる学課を、多く加入することを得しめ、一は多少の改善を加へて現在の制度に据置き、普通女子教育所たらしむるにあり、（中略）参考資料として調

査を為さしめつゝある次第なり、云々。」この談話の「実科的教育所」構想では、家事教育と職業教育両方に配慮した内容となっている（中西直樹、2000年、p. p. 160～161）。文部省は、明治42(1909)年、針塚、服部両視学官に命じて、高等女学校の改善策の検討を開始し、「普通女子教育所」と「実科的教育所」に高等女学校を二分する方針を明らかにした。一年後、「高等女学校家政科創設案」は高等教育会議に提出されて、実科高女と改称され、高等教育会議を通過し、実科高等女学校が誕生することになった（深谷昌志、1977年、pp. 290～291）。高等女学校入学者を都市の上層に限定し、農村や中間層の女子には家政を中心にした教育を与えて、醇風美俗を維持しようというのである（深谷昌志、1998年、p. 247）。

新設実科高等女学校の教育内容は、時間数の54%を家事・裁縫に費やした（深谷昌志、1981年、p. 291）。裁縫科は当時の女性が実際に収入を得るために有効な一つの技能であった。（中西直樹、2000年、p. 163）教科目の中で、英語や数学が三割近く占める高等女学校と違って、実科高女は、裁縫の比重が大きいだけに、家事と家族制度の徳育を加えると、授業時間の4分の3に達する。文部省は、女子教育に家族制度の思想を浸透させるのを目指していた（深谷昌志、1977年、p. 292）。1、2年の修身では貞淑・温良・忍耐など受動的な徳目が列挙され、国語では「温良貞淑ノ女徳ヲ涵養スル」教材が尊重されるなど、儒教女訓の色彩が強い（深谷昌志、1998年、p. 250）。政府は、裁縫教育に民衆の多様な実用教育に対する願望を封じ込めることによって、伝統的女性規範を柔順な女性の訓練を託したのである（中西直樹、2000年、p. 164）。義務就学率の向上を背景として、女子教育は小学校、実科高女、高等女学校のように三層化され、良妻賢母を指導理念に掲げる女子教育体制が確立されることになった（深谷昌志、1977年、p. 293）。良妻賢母主義の教育方針は、大正の臨時教育会議、昭和期の教育審議会など、教育政策を検討する場でもひきつがれ、単に中等教育にとどまらず、初等教育・高等教育・社会教育・家庭教育など女子教育全体に影響を与え、第二次世界大戦後まで変わることはなかった（中嶋邦、2000年、p. 144）。

男女の生理・能力の差異と社会的性別役割によって、家事・育児などにふさわしい女性たちの良妻賢母教育が誕生した。女子は学校で学問知識を獲得するより、裁縫や家事などを習うことが望ましい。女性にとって、いかに家庭を守り、子どもを育てることが一番重要なことであった（深谷昌志、1998年、p. 259）。

### 第三章 良妻賢母がもたらす影響

#### 1. 新しい女たちと婦人問題

良妻賢母とう「男尊女卑」女子教育に対して、早くも明治 30(1897)年代後半から、社会主義者たちに批判の声があった。社会主義者たちは、現在の女子教育は、「女子は必ず男子に嫁すべき者である」「女子は必ず男子に従ふべきものなり」「家政を治むるに必要な知識を授くるのが目的ならば、今日の女学校は体裁の善い下女養成所である」と良妻賢母教育に批判的であった（深谷昌志、1998 年、p. 228）。その後日露戦争（1904-05 年）を通じて日本社会のさらだる変化が始めた。明治末になると、良妻賢母教育に対して、単なる批判にとどまらず、女たちが置かれている社会位置の状況などが広範囲に「問題」としてとらえられ、「婦人問題」が意識的に社会問題として把握するようになった（小山静子、1991 年、p. 95）。また明治末から大正初期にかけては、大正デモクラシーとなり、出版ジャーナリズムの隆盛期であって、欧米の婦人参政運動の動向などが日本に伝えられてきた（金子幸子、1999 年、p. 103）。例えば、明治 40（1907）年の堺利彦の『婦人問題』、明治 43（1910）年の安部磯雄の『婦人の理想』や上杉慎吉の『婦人問題』の発行、翌年の『青鞥』（1911～16 年）の発刊、大正 2（1913）年『青鞥』の 2 月号における「新しい女」特集、同じ年で『太陽』（6 月号）、『中央公論』（7 月号）、『六合雑誌』が婦人問題特集号を刊行、様々の雑誌が相継ぎに「婦人問題」を取り上げてきた。その原因は日清・日露戦争後の資本主義の発達と天皇制国家の力によって女たちは、従来の儒教的規範からはずれた新たな生き方を始めていたことである（小山静子、1991 年、p. 95）。

例えば、明治 44(1911)年 9 月、日本女子大学卒業生の平塚らいてうを中心に、中野初子、保持研子、木内錠子、物集和子の 5 人が発起人となって、『青鞥』が創刊された。この雑誌『青鞥』の誕生によって、日本の女性解放運動が歩み始めた。創刊当初の「青鞥社概則」に「本社は女流文学の発達を計り、各自天賦の特性を發揮せしめ、他日女流の天才を生まむ事を目的とす」と目標したが、『青鞥』は単に「天才女流作家」を育てる場にとどまらず、恋愛や結婚問題などに影響を与えた（米田佐代子、2000 年、p. 152）。平塚らいてうは「青鞥発刊に際して——元始女性は太陽であった」と題して、「元始、女性は実に太陽であった。真正の人であった。今、女性は月である。他に依って生き、他の光に依って輝く、病人のやうな蒼白い顔の月である」という書き出しで女性の地位を訴えた（村上信彦、1987 年、p. 114）。明治 31(1898)年に民法が施行され、近代日本女

性の行き方は、家制度の維持に献身する良妻賢母となることと定められた。家制度の中で、未婚時代は家長である父に、結婚後は家長である夫に従うことを義務づけられたが、『青鞥』の女性グループは、そうした男性支配を反発し、女たちだけの共同体を作り、女性の生き方や恋愛・結婚問題に取り込んだ（大越愛子、1997年、pp. 91～92）。これは、当時の女たちにとって一番苦しんだのは、女の一生左右する恋愛の抑圧と結婚の不自由であった。

また明治 44～45(1911-12)年の文芸協会によるノルウェーの劇作家ヘンリック・イプセンの代表作「人形の家」が松井須摩子によって上演され、日本社会からいい反響を呼んだ。女主人公ノラの行動を通して女性の自己実現というテーマを提起し、「新しい女」の生き方を提案した（加野彩子、2002年、p. 366）。『青鞥』2巻1号では「人形の家」の特集を掲載した。大正4(1915)年らいてうから伊藤野枝に『青鞥』の発行・編集権が移った前後から、貞操論争、墮胎論争、廃娼論争（売春論争）の性と愛をめぐる三論争が『青鞥』誌上を中心に繰り広げられた。大正5(1912)年2月号をもって無期休刊となり、終わりをつけ、二度と復活しなかった。『青鞥』の発行部数は創刊時1000部、最盛期は3000部であった。青鞥社にかかわった女性は女子大学出身者、地方出身者や教師、記者など職業婦人が多かった（折井美耶子、2002年、p. 282）。しかし、女子教育家たちからみると、『青鞥』は女子教育の発展を阻害するものと、新しい女は婦道を踏みはずした女性たちという非難があった。例えば、下田歌子「迷へる婦人に与ふ」、棚橋絢子「新しい女は気の毒」、西田敬止「新しい女は狂人なり」、嘉悦孝子「無暗に先きにのみ進まず、旧きを尋ねて、新しいきに漸進」と批判した（深谷昌志、1998年、pp. 255～256）。

そして明治末から大正10(1926)年代には欧米の女性解放論が相次いで全訳や抄訳の形で紹介された。わずか15年間の間に18世紀末から20世紀初頭にかけてイギリス、アメリカ、ドイツ、スウェーデンなど西洋諸国で著されたさまざま立場が異なった女性論が日本一挙に押し寄せてきた（金子幸子、1999年、p. 126）。

1. エレン・ケイ、平塚らいてう抄訳「恋愛と結婚」『青鞥』第3巻1～4号、6～10号、第4巻5～10号、1913～14年（英語からの重訳）  
（Ellen Key, *Livslinjer I* 〈生命線〉第1部、1903）
2. オリブ・シュライネル女史、高野重三抄訳「婦人と労働」『新真婦人』第3号、第5～13号、1913～14年（高野重三『婦人問題早わかり』警醒社所収、1914年）  
（Olive Schreiner, *Woman and Labour*, 1911）

3. ギルマン女史、大日本文明協会編・刊『生活と両性問題』1919年  
(Charlotte Perkins Stetson 〈Gilman〉, Women and Economics, 1898)
4. アウグスト・ベーベル、村上正雄抄訳『社会主義と婦人』三田書房、1919年 (英語からの重訳)  
(August Bebel, Die Frau und der Sozialismus, 1879)
5. ジョン・スチュアート・ミル、野上信幸訳『婦人解放の原理』隆文館、1921年 (ただし、抄訳深間内基『男女同権論』1878年。第一章第二節に概述)  
(John Stuart Mill, The Subjection of Women, 1869)
6. マーガレット・サンガー、奥俊貞訳『産児調整論』精華書院、1921年  
(Margaret Sanger, Woman and the New Race, 1920)  
(金子幸子、1999年、p. 127による引用)

この中で大正期日本の婦人運動に大きな影響を与えたのは、スウェーデンの思想家エレン・ケイの『恋愛と結婚』である。大正期にケイの影響を受けて重要な女性論を提出した2人の女性は『青鞥』の平塚らいてうと山田わかである(金子幸子、1999年、pp. 127~128)。様々な原因によって、女性の生き方は従来の結婚して家庭に入ると違う生き方があることに気づき、女性の地位や生き方などについて疑問を持っていた。そして、大正7(1918)年から8年にかけては、与謝野晶子、平塚らいてう、山川菊栄、山田わか の4人によって激しい母性保護論争がくり広げて、女性解放をめぐる基本的論点が提出された。また、大正9(1920)年には、平塚らいてう、市川房枝、奥むめおなどによって新婦人協会が結成されて、帝国議会に対する活動を中心に運動し始めることによって、2年後には治安警察法第5条第2項の改正を勝ち取り、女性の政談集会への参加及び発起が、32年ぶりに認められることになった。それ以外、日本最初の労働組合婦人部である友愛会婦人部の設置(大正5〔1916〕年)、全国小学校女教員大会の開催(第一回は大正6〔1917〕年)、社会主義女性団体である赤瀾会の結成(大正10〔1921〕年)など、様々な女性団体が結成され、女たちの動きは活発化になった(小山静子、1991年、p. 101)。

## 2. 女性の職業と家族の変化

この頃、女性は高等女学校や専門学校の進学率が急増し、女性の職域もひろがり、日露戦争後の増税などによる生活の困難から、就職する女学校卒業生や地方から上京して職を探す女性が増えた(早川紀代、1987年、p. 230)。また第一世界大戦以降、女工という女性工場労働者が日本資本主義の重要な担い手になるとともに、経済の急激な成長もあって、男性とされた仕事の分野への女性進出が始まり、「職業婦人」と呼ばれていた(石崎昇子、2000年、p. 163)。そし

て、女性の職域は従来の女性労働の典型的な工場労働者や女中と違い、専門的・事務的な仕事につき、年季奉といった形態ではなく、月給をもらうという形に求められる（小山静子、1991年、p.100）。女工や小学校教員、女医、産婆、速記者、電話交換手、看護婦、婦人記者など、従来の職種に加えて、歯科医、銀行・保険会社などの事務員、鉄道・郵便局の雇員、デパートの店員、薬剤師、写真師、タイピスト、音楽教師、ウェイトレスなどが登場した（早川紀代、1987年、p.233）。『大正時代の職業婦人』を書いた村上信彦は、職業婦人には、①自己の自由意志での就職、②自由意志での転業廃業、③就業時間とそれ以外の公私の区別の明確化という三つの条件がある（石崎昇子、2000年、pp.163～164）。大正13(1924)年の東京市職業紹介所「公報」(27号)によれば、職業(労働)婦人865,000人のうち産婆、看護婦、薬剤師97,000人、小学校その他女教師61,500人、官庁雇用者43,800人、事務員・店員・タイピスト・交換手92,600人、新聞記者・雑誌記者・音楽家など43,200人であった。女医も大正3(1914)年の306人から大正13(1924)年には1032人（『女医会雑誌』1939年6月号）に急増している（早川紀代、1987年、p.233）。そして、女性進学率の増加は、次の表から見ると、女子の高等女学校在学者数は、明治43(1910)年から大正9(1920)年の10年間をとって見れば、それは約2.3倍となっている。そして大正15(1926)年までの16年間をとって見れば、5倍ぐらいになる。同じ時期、男子の中学校在学者数にも増加しているが、女子の増加割合数と比べるとはまったく及ばないものである（小山静子、1991年、p.97）。

高等女学校・中学校の本科生徒数の変化

	高等女学校		中学校	
	校数	生徒数(指数)	校数	生徒数(指数)
明治43年	193	50,372人(100)	302	121,777人(100)
明治45年	209	59,476人(118)	341	128,809人(106)
大正3年	214	66,210人(131)	319	136,688人(112)
大正5年	229	73,734人(147)	325	147,310人(121)
大正7年	257	86,368人(171)	337	158,844人(130)
大正9年	336	115,859人(230)	368	177,177人(145)
大正11年	468	175,232人(348)	422	218,943人(180)
大正13年	576	237,489人(471)	491	272,777人(224)
大正15年	663	290,043人(579)	518	316,443人(284)

(小山静子、1991年、p.98による引用)

この時期、例え結婚して家庭内に入ったとしても、その家族も変化してきた。第一次世界大戦(1914～18年)を契機にして、日本の経済は重化学工業を中心に急速な発展となった。このため、農家の二、三男を中心に農村から都市へ人口が集中して、都市人口は戦前の倍となり、賃労働者やサラリーマン(俸給生活者)層が都市に増えた。日本ではじめて国勢調査が行われた大正9(1920)年

では、サラリーマン層は全人口の 8.5%を占め、大正初期に比較して 3%の増加であった。また同年の家族人員は農業 5.44 人、公務自由業 4.16 人、交通業 4.3 人であり、一戸あたりの子供の数は、東京で 1.39 人、青森で 2.77 人であった。こうして都市で、賃金生活者を中心した新中間層が誕生し、核家族も形成されていった（早川紀代、1987 年、p. p. 240～241）。新中間層の妻たちは、サラリーマンの妻であって、生産労働から離され、家事・育児に専念する専業主婦となり、舅姑との同居を経験しない場合も多かった。家庭の団欒、幸福な専業主婦のイメージは、「姑と嫁関係の間接性と過重な労働からの解放」という意味で、「魅力」であるとともに、ステイタス・シンボルにもなっていた（小山静子、1991 年、p. 102）。このように第一世界大戦中から戦後にかけて、女性像をめぐる日本と欧米の状況が大きく変化する中で、従来 of 良妻賢母という女子教育観の力は弱めつつであった。そして、理想とされる良妻賢母の生き方や役割なども修正を余儀なくされることになった（小山静子、1991 年、p. 94）。

### 3. 母性保護論争

『青鞥』が終わって、大正 5（1916）年 1 月に専門の女性雑誌『婦人公論』が発刊された。『婦人公論』は、『中央公論』婦人問題特集号の刊行を進言した嶋中雄作（1887～1949 年）を編集長として、同誌の姉妹誌として発刊された。嶋中自身は『婦人公論』を「わが国に於ける最も高級な婦人雑誌を以て自任」しように、女性知識人層を対象に婦選、労働、教育、恋愛・結婚などの問題を取り上げた（金子幸子、1999 年、pp. 104～105）。『婦人公論』は危険な『青鞥』から遠去けられていた若い女性を大量に吸収して、急速に読者層を拡大していった。この読者は女ばかりでなく、知識階級の男性も多数あった（村上信彦、1982 年、p. 122）。後に『婦人公論』雑誌の上で、「母性保護論争」が展開された。

この母性保護論争はまず与謝野晶子（1878-1942 年）から始まった。晶子は、明星派歌人として『みだれ髪』で有名であった。大正時期には、評論家として雑誌『太陽』に登場した（金子幸子、1999 年、p. 105）。与謝野晶子がケイやらいてうの、妊娠・分娩期の女性に国家が保護を与えるべきだという考えは依頼主義であり、まず経済的独立が必要と批判したことから論争が始まった（早川紀子、1987 年、p. 237）。与謝野晶子は 1918 年『婦人公論』3 月号で女性の経済的自立を主張した。「私は欧米の婦人運動に由って唱へられる、妊娠分娩等の時期にある婦人が国家に向って経済上の特殊な保護を要求しようとする主張に賛成しかねます。……男も女も自分達夫婦の物質的生活は勿論、未来に生るべき我が子の……経済上の保障が相互の労働に由って得られる……」南アフリカ生まれの作家・思想家オリヴ・シュライナー（Olive Schreiner, 1855

年)に共鳴し、結婚し母親となった女性たちは男性たちに頼れず、自分が財力を持って、経済的の保障があるように「経済的自立」を果たすべきと主張した(金子幸子、1999年、p.15、p.106)。これに対して、平塚らいてう(1886-1971年)は反論して、母性保護の立場から主張した。5月の『婦人公論』に「婦人は母たることによって個人的存在の域を脱して社会的な、国家的な存在者となるのでありますから、母を保護することは婦人一個の幸福のために必要なばかりでなく、その子供を通じて、全社会の幸福のため、全人類の将来のために必要なことなのであります」エレン・ケイの影響を受けて、女性の妊娠出産・子育ての時期には国家から経済的な保障—「母性保護」が不可欠であると訴えた。経済的自立の必要を認めながらも、大正時代の日本社会には、経済的自立に絶対的価値をおくことに疑問を持った(金子幸子、1999年、p.15、pp.106~107)。この観点から、山田わかも参加した。母性保護論争で、わか『太陽』大正7(1918)年9月の第24巻11号に「母性保護問題——与謝野氏と平塚氏の所論に就て」を寄せ、与謝野晶子の「経済的自立」に反対して平塚らいてうの「母性保護」を支持した(金子幸子、1999年、p.138)。わかは、らいてう以上に母性保護を主張し、ドイツの母性保護同盟会を詳しく紹介しながら、「国家からその生活費を得ることは、夫人の当然の権利」と主張した(香内信子、2002年、p.442)。

最後に論争に加わったのが、山川菊栄(1890-1980年)である。母性論争では、菊栄は大正7年9月号の『婦人公論』に「母性保護と経済的独立(与謝野、平塚二氏の論争)」について、また違う考え方を持っていた。「二氏の根本的相異は育児期にある婦人が職業に従事することの可能か不可能の論に出發し、一は可能とするが故に国家の保護を無用又却って有害であるとし、一は不可能なるが故にそれを必要とするにある」彼女には、資本主義そのものの変改によらなければならないと、社会主義の経済関係から主張した。「婦人問題を惹起し盛大ならしめた経済関係その物の改変」にあったのである。家制度の下で、女性の家庭労働が不払い労働であることに疑問を持って、経済関係の改変こそが問題の解決になると「社会主義女性論」を訴えた(金子幸子、1999年、p.15、pp.107~108)。母性保護論争は、産む性を持つ女性が職業を持って働く(生命の再生と生活手段の生産との両立)という今日でも論じられている問題を先取りし、近代日本女性史の代表的論争といわれている。この論争唯一の共通点は、晶子のいうように「女性の解放の完成は——それに由って女子が人類のより高くより善い協同生活の構成に参加すること——を目的としている点について、全く同一の方向を取っている」のである(香内信子、2002年、p.442)。

与謝野晶子、平塚らいてう、山川菊栄の三人の女性たちは女性解放の理念を

求めてそれぞれの立場から新しい女性論を訴えたが、彼女たちの生き方自体も大正時代の新しい女性像であった。三人は、多くの共通点を持っている。①比較的恵まれた家庭環境で女学校以上の教育を受けており、ともに従来の良妻賢母主義教育を批判した。②生涯のパートナーを自ら選び取り、恋愛結婚（らいてうは共同生活）をして一夫一婦と子ども中心の家庭を築いている。③外国の女性論からも影響を受けながら、結婚・出産・育児という生活体験に基づき自らの女性論を構築した。④論争後、大正期を象徴するような教育実践、社会実践にそれぞれ踏み出していった。⑤家庭にあっては夫婦協力すべきと（晶子や菊栄により）説かれていたとはいえ、実際には家事労働に従事する女性たち（女中）の助けで、三人職業と家庭との両立を可能にしたのであった。近代日本社会において、この母性保護論争は与謝野晶子や山川菊栄に比べて平塚らいてうの母性尊重思想はより受け入れやすいものであった。それは良妻賢母主義が家庭にあって国家の臣民たる夫や子を支える女性の養成を目指したものであって、平塚らいてうの論点とは異なっていたにもかかわらず、子供を産み育てるといふ母親の役割を重視する姿勢においては共通性を持っていたことが、この傾向を促したである（金子幸子、1999年、pp. 117～120）。

#### 4. 女子教育の変化

第一次世界大戦中、欧米の女性たちは出征した男子たちに代わって、銃後の活動を参加し、積極的に社会進出を果たした。これらのニュースは、すぐさま日本に伝えた。当時の新聞や雑誌などをひらくと、ヨーロッパ女性の銃後における活動の様子が多くに掲載されていた。例えば『新聞集成大正編年史』大正5(1916)年度版からみると、「独軍中の女運転手」(3月12日、『東京朝日新聞』)、「戦線を馳駆する独逸<sup>ドイツ</sup>の婦人運転手」(3月13日、『大阪毎日新聞』)、「男に代わって巴里<sup>パリ</sup>の女」(5月1日、『大阪毎日新聞』)、「必死に働く英国婦人<sup>イギリス</sup>」(8月23日、『大阪毎日新聞』)、「労働は婦人の手に、男子の欠乏した露都」(12月1日、『国民新聞』)などの記事があった(小山静子、1991年、p. 111) 大戦中のヨーロッパ女性の状況が明らかになることにつれ、新たな女子教育論が模索し始めた。大正6(1917)年11月、全国高等女学校長協議会が開催された。ここでは、「戦後の女子教育を如何にすべきか」というテーマで、大正6(1917)年まで東京女子高等師範学校の校長中川謙二郎と後任者湯原元一、東京女子高等師範学校附属高等女学校主事小林照朗、東京府立第一高等女学校校長伊藤貞勝、東京府立第二高等女学校校長鈴木光愛、東京府立第三高等女学校校長小林盈、成女

高等女学校校長宮田脩、三輪高等女学校教頭三輪田元道、日本女子大学附属高等女学校主事松浦政泰などの校長たちと文部省の榎山栄次がこの女子教育研究会に参加した。高等女学校長たちは、高等女学校の年限延長や女子高等教育の実施、理科の充実を、緊急性を要する課題としてとらえていた（小山静子、1991年、pp. 170～173）。そして、①時勢ニ鑑ミ女子教育ヲ一層尊重セラレニコトヲ文部大臣ニ建議スルコト、②社会ヲシテ我国特有ノ家族制度並ニ健全ナル家風ト女子教育トノ関係ヲ一層明確ニ自覚セシムルコトを骨組みとした「女子教育尊重ニ関スル要項」が提案された（深谷昌志、1998年、p. p. 258～259）。この全国高等女学校長協議会は、高等女学校の年限延長や高等教育の実施による女子教育のレベル・アップ、理科の充実、体育の改善、カリキュラムの弾力化の四点が、戦後女子教育の課題としてまとめられたのである（小山静子、1991年、p. 175）。

また大正6（1917）年には、内閣直属の諮問機関として、臨時教育議会在が設置され、大正8（1919）年までの三年間に、教育制度の全般に関して討議を行い、学制改革問題や第一次世界大戦後の社会状況の変化に対応した教育など、12の答申と二つの建議を提出していた（小山静子、1991年、p. 176）。そして、大正7（1918）年9月に開かれた臨時教育議会の答申理由書では、従来の女子教育は、婦徳の育成に重きをおきすぎ、「我国体及び家族制度ニ適スル素養」を与えるのを、女子教育の目標したと提案している。また、①女子の高等教育は時期尚早、②女子の実業教育は、家族制度を破壊しないよう、「主婦タルノ心得」や「国体ノ観念」を伝達すること、③地域の状況に応じた女学校作りなどを勧告している。家族制度を強化し、国体観念を自覚し、婦徳を備えた「良妻賢母」の育成を、女子教育の目標として再認識したいという答申であった（深谷昌志、1977年、p. 297）。

この臨時教育会議答申が出たことにより、第一次世界大戦後の日本女子教育行政の方向性が決まった。大正8（1919）年1月中橋徳五朗文相は、この答申に基づいて、閣議に高等女学校令中改正の請議を提出した。翌年枢密院の決定をうけて、6月に閣議決定され、7月に高等女学校令及び高等女学校令施行規則の改正が公布されている。この高等女学校令及び高等女学校令施行規則の主な改正点は五点である。第一点、高等女学校令第一条で、従来の「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」という文言に、「特ニ国民道徳ノ養成ニ力ノ婦徳ノ涵養ニ留意スベキモノトス」という文章が付け加えた。

そして、高等女学校令だけではなく、同時に改正された小学校令や中学校令までも、「国民道徳ノ養成ニ力ノ」という文言が登場した。第二点は、高等女学校の修業年限が「五箇年又四箇年」とされ、従来の四箇年を本則としていた規定が改まったことである。第三点、従来設かれていた専攻科だけではなく、臨時教育会議答申に基づき、新たに高等科が設置されたことである。高等女学校令改正以後、女子たちは高等教育に対する要求の声が高まりの結果、高等女学校に専攻科、高等科が次々と設置されていった。しかし、高等教育を希望する女子は、このような中途半端な専攻科や高等科ではなく、専門学校などへの入学していったのである。第四点と第五点は授業時間に関するものである。科学思想の導入は第一次世界大戦後の女子教育の重要で大きいな課題であり、臨時教育会議答申でも家事の基礎である理科の充実がうたわれていたが、これによって高等女学校令施行規則改正上、数学・理科・家事の時間が増加し、その反面、修身・音楽・図画の時間が減少した。そして、学科目の選択や時間数のより一層の弾力化が進められている。(小山静子、1991年、pp. 187～189)

高等女学校長協議会や臨時教育会議での議決は、いずれも、家庭制度をふまえた良妻賢母の提唱である。良妻賢母的な女子教育理念は、女子高等教育の伸張や職業婦人の増加、中産階級の拡大による都市的主婦の誕生などの変化を通過して、厳として存在し続け、変わることもなかった。

## 第四章 殖民地台湾の女子教育

良妻賢母主義の女子教育は、近代国民国家形成の要素に重要な位置を持ち、女性は家庭教育を受け、健全な次代の国民を育つことによって、国家から直接的な国民統合の対象となった。前第一章にも触れたように、1900年代以降中国や朝鮮半島にも良妻賢母主義の女子教育が日本から輸入されてきた。日本帝国の植民地であった台湾は、同じ良妻賢母主義を植民地女子教育に組み込まれていたのだろうか。

### 1. 植民地における教育政策

台湾が日本の植民地になる前、清国の教育方法によって、台南・台中・台北の三府に最高学府の藩儒学を置き、各府県に儒学と書院を設けた。その他の教育機関は、各地にある義学・書房などと社会が教育するものであった。しかし、就学率が低く、特に女子の教育への配慮はなく、2、3人の女子が男子に混じって就学したようだが、おもに家庭教育のみであった。游鑑明の『日據時代臺灣的女子教育』の「第2章 日據時代以前臺灣的女子教育」から見ると、「日據期前の臺灣の女子教育は、伝統的な教育すなわち家庭あるいは読書識字をもって教育する書房での教育と基督教長老教会が設立した新式教育であった。伝統的な社会における家庭教育の目的は、婦徳の涵養にあり、知的なものを求め、それを提供するものではなかった。そもそも婦人の生活空間は限られ、賢妻良母は角色・順従・守貞が最高の道德標準であり、女子教育もその域を出ない。『夫に仕えること』が教育の目的であり、それに沿った『三従四徳』が教育の内容であった。書房は台湾民間の私学であって、大半は教師の自宅で開設された。男子は教育の主たる対象であり、1、2人の女子生徒がたまたまその中に在籍するため、学習科目は男子生徒と同じであった。1899年書房在籍の女子生徒は65人で書房在籍総人数の0.2パーセントに過ぎず、一部の富裕な家庭の子女の就学に留まる。12、13歳まで家庭にあって裁縫、洗濯等の家事を学ぶのであった。正式の女子教育は西洋の宣教師によってもたらされた。その一つが1884年創設の『淡水女学校堂』であり、もう一校が1887年創立の『新楼女学校』であった。この二校の女子教育は、台湾女性の人権のために一役かったのであった。特に古代中国や台湾における纏足の悪習慣からの解放は、第一目的であった（山本禮子、1999年、p. p. 13~14）。その後、1900年、下関条約により日本の植民地となって5年が経過した台湾で、ようやく解纏足運動が始まった（洪郁如、2001年、p. 23）。

明治28（1895）年、日清講和（下関）条約によって、台湾は日本に帰属することになり、日本の植民地になった。海軍大将樺山資紀が台湾総督に任ぜられ、当時統治への反乱があり、討伐を必要とするため軍政が公布され、台湾総督府

仮条例が制定された（山本禮子、1999年、p. 16）。明治29（1896）年3月31日、「台湾総督府条例」（勅令第88号）をはじめ、地方官官制や総督府評議会章程などが勅令をもって公布され、翌年4月1日、軍政が廃止となり、民政にきりかえられた。また教育などに関して正式の学務部官制は、「民政局官制」（第9条）に初めて現れる、「一、普通及高等教育及台湾語学校ニ関スル事項。一、教科書編纂ニ関スル事項」とした（上沼八郎、1975年、p. 266、p. 269）。明治28（1895）年から昭和20（1945）年までの日本統治下で台湾総督は19代続いた。台湾総督府の統治の方針を出し、基礎をつくったのが明治31（1898）年、第4代総督の児玉源太郎<sup>(14)</sup>と民政局長・後藤新平<sup>(15)</sup>であり、期間は明治39（1906）年までであった（石塚友子、2000年、p. 182）。殖民地の教育政策は、統治方針に大きく規定されるものであった。駒込武によれば、殖民主義、内地延長主義という二大植民地思想があつて、台湾の教育政策もこれによって二つの選択肢が与えられた。一つは「植民主義」にしたがつて文化統合のためでも台湾を統合の埒外とみなし、殖民地経営に必要とされる最低限の教育を施そうする発想である。もう一つは、「一視同仁」的解釈に基づいて天皇制を積極的に前面に押し出し、教育による文化統合を重視するものである。総督府の初代学務部長心得（課長）伊沢修二<sup>(16)</sup>は、教育による文化統合重視であった（洪郁如、2001年、pp. 73～74）。游鑑明の『日據時代臺灣的女子教育』の中で、日本統治時代の教育政策を三つに分けている。第1段階は、1895年から1918年、漸近的政策。第2段階は1919年から1936年、同化主義政策。第3段階は1937年から1945年、皇民化政策（石塚友子、2000年、pp. 195～196）。

伊沢修二は台湾の学制に関する計画を二つ分かれて、直ちに施行すべき緊要事業と徐々に施行すべき永久事業がある。緊要事業について総督府講習員の養成と、国語伝習についてであった、これらの立案は4点の趣旨が含んでいる。1、台湾人に国語を授け、よき日本臣民となるように教育すると2、官吏となる内地人に土語を学ばせること、3、先ず普通教育の普及と其の教員の養成に努めること、4、台湾人の教育と内地人（日本人）の教育を別系統で考えることであった（山本禮子、1999年、p. 17）。明治29（1896年）5月国語伝習所規則（府令第15号・3章21条文）が制定し、台湾初めて独自の教育法令であった。そして国語（学校を台北「学海書院」に定め、同時八芝林、艋舺、大稻埕に三校の国語学校附属学校が指定した。国語学校は師範部と語学部に分けられている。師範部では、国語伝習所・師範学校・小学校（また公学校<sup>(17)</sup>）の教員や校長先生を養成するとともに、台湾独自の普通教育の方法を考査研究する場である。語学部では、国語（日本語）と土語（台湾語）によって将来台湾の公私の教務につく者を養成するのである。また附属学校では、内地学生と台湾学生に「須要ナ

ス教育ヲ施シ」で全島の普通教育のモデルとするとともに、師範部生徒の「実地教授練習ノ用」に供することであった（上沼八郎、1975年、pp. 285～286）。師範部の生徒は日本人で18歳以上30歳以下で尋常中学校の4年生以上の学力を条件とし、語学部の生徒は15歳以上25歳以下で高等小学校卒業以上の学力のある日本人および国語学校附属学校卒業の台湾人と規定している。（山本禮子、1999年、p. 18）。この附属学校の生徒は男女両方であったが、修身・国語（日本語）・読書作文・習字・算数など男女の共通必修科目以外、特別女子に関する科目は裁縫の授業を設けたのみであった（洪郁如、2001年、p. 76）。そして全島16カ所に国語伝習所を置いて台湾人の初等教育機関とした（石塚友子、2000年、p. 196）。

## 2. 台湾女子教育の開始

そして女子を対象とする教育は、伊沢学務部長、町田国語校長、上野道之助第一附属学校主事の3者の相談によって、島内の女子教育について研究を進め、計画を具体化し、明治30（1897）年4月に仮規則を定め、5月25日に国語学校第一附属学校に女子分教場を八芝林に設けられ、翌年1月8日に開校した。これが台湾女子に対する初等教育のはじめであったが、最初の入学生40名は、大半が中流紳士家庭の女性たちで、これを年齢に応じて甲乙組に分けられた（上沼八郎、1975年、pp. 286～287）。

### 台湾総督府国語学校第一附属学校分校教場規則

第一条 當場ハ本島ノ女子ニ手芸及普通ノ教科ヲ授クル所トス

第二条 生徒ハ年齢満八年以上三十年以下トス

第三条 教科目ハ修身国語習字裁縫編物造花及唱歌ノ七科トス

第四条 学年学期休業日其他ノ件ハ本校規則ニ拠ル

（後略）

（山本禮子、1999年、p. 19）

ここで女子生徒たちは裁縫、編み物、造花などの手芸が具体的に求められた。それは当時一般的の中流以上の家庭では、年頃の娘の修養として、刺繍と裁縫に熟達することが要求されたからである。連横の『台湾通史』によれば、台湾の女性は機織りの習慣がないので、代わりに刺繍に関心を集め、その精巧さは、名高い中国の蘇州と杭州のものに匹敵する。上流階層の女子の間では手芸を競い、衣裳の裁縫も自ら行う。台湾社会にとって、この裁縫は婚礼と深く関わり、花嫁修業の一環とされた。また当時の国語学校附属分校教場の女子生徒たちは、ほとんど全員が纏足であった。雨の日の女子生徒の出席率の低さ、纏足の弱い足で登校することの苦しみなどは、多くの教員および女子生徒本人によって語られている。当時国語学校の田中敬一の回想によれば、彼が附属分校教場を巡

視した時、堅く縛られた纏足の痛みで泣いていた女子生徒もいた（洪郁如、2001年、p. 83、pp. 47～48）。

明治31（1898）年7月、「台湾公学校令」（勅令178）と総督府小学校官制が公布され、ここで日本人と台湾人の教育制度の分立が明確した。国語伝習所はすべて公学校に変更された。公学校規則（府令第87）では、「本島（台湾）人ノ子弟ニ徳教ヲ施シ実学ヲ授ケ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ同時ニ国語ニ精通セシムルヲ以テ本旨トス」（第1条）と目的して、修身・国語（日本語）・作文読書・習字・算術・唱歌・体操など教科を中心に6年の修業となっている（上沼八郎、1975年、p. 306）。下の台湾公学校概況一覧表から見ると、台湾公学校令が成立して以来8年間、公学校の就学率はかなり低迷が続いている。

台湾公学校概況一覧  
(明治31～39年)

年 度	学 校			教員	児童	在籍中 出席率	就 学 率
	本校	分校	計				
明治31年	74	0	74	247	6,136	49.32	—
明治33年	119	7	126	485	12,363	—	2.19
明治35年	129	25	154	608	18,845	58.51	3.12
明治37年	141	27	168	676	23,178	60.66	3.82
明治39年	152	29	181	752	31,823	65.52	5.31

（上沼八郎、1975年、p. 307による引用）

この時の女子教育について若干の規定が加えられたが、それは生徒数が増加した場合では女子のみの学級を設け、台湾人女子の就学率が高い地方には必要に応じて女子公学校を設立するという内容であった（洪郁如、2001年、p. 76）。そして明治31（1898）年8月28日に台湾総督府国語学校第三附属学校に手芸科が設立された。手芸科の卒業生は女子教員養成機関がなかったため公学校教員となって赴任していく。つまり、附属学校手芸科が女子師範教育機関の働きを果たし、実質的には女子中等教育であったといえる（山本禮子、1999年、p. 19）。初期の台湾女子教育の代表的附属女学校は、「通常の知識の教授を目的としたものではない」と指摘されるが、統治官僚と教員たちは、教育現場における女子教育の維持・発展に難題を与え、教育内容まで台湾社会の現実に合わせて。手芸の教授は植民地女子教育本来の目的ではなかったにもかかわらずいい評判を呼び、逆に初志であった国語教育の進展は鈍いものに止まった。教員たちは手芸科目の教学方法を工夫し、間接的なやり方で台湾女子学生の国語（日本語）能力の向上を目指そうと苦勞したのである（洪郁如、1999年、p. 249）。その原因は、現場の教育者が指摘するように、(1)台湾人女子は男子と異なり、伝統的書

房教育を受けた者は少なく、ほとんどの入学者は漢字にも識らなかったため、日本人教師は漢字を用いて教えることができず、教学は男子生徒以上に困難であった。(2)日本人教員の習得していた台湾語は紳士語であり、女性が話す一般的生活用語と異なっており、口頭のコミュニケーションも順調ではなかった。明治 43 (1910) 年の段階で附属女学校はまだ入学者の学力の差による教授上の壁に悩まされており、生徒の国語（日本語）の習熟などに特別に力を入れていた。生徒の名前を台湾語読みから日本語読みに変えたのは明治 41 (1909) 年のことであり、校内における台湾語使用の禁止は明治 46 (1913) 以降のことであった。附属女学校の裁縫、編み物、造花、刺繍などの手芸関連科目の時間総数は、明治 30 (1897) 年 75%、明治 31 (1898) 年に 70.60%、明治 39 (1906) 年 67.71%であり、大正期に入るまでは半分以上の教学時間を占めていた。この台湾の手芸の伝統を学校教育のなかに取り込んだのは、日本統治時期の女子教育の重要な特徴であった。そして手芸教育によって、両親や女性本人が附属女学校に入学・進学する意欲を生み出した。裁縫、刺繍などの手芸教科は、台湾女性の学習の場をそれぞれの家庭から学校に移行されるという最も重要な意義をもっていた。そして学校における手芸の学習と作品の製作は、従来の花嫁修業の位置づけられた。従来台湾人女性の場合は結婚の 2、3 年から婚礼用の刺繍作品の準備に没頭する。女子生徒たちは、在学期間中に刺繍作品を上手に製作すれば自慢の婚礼品が出来るから、熱心に刺繍を学習した（洪郁如、2001 年、pp. 91～97）。

なお、台湾に在住している日本の女子生徒に対して、高等普通教育を行うために日本国内の高等女学校が基準となり、明治 27 (1904) 年に台湾総督府令が出されて、「台湾総督府国語学校第三附属学校規定」第 1 条に「本校ハ台湾総督府国語学校規則第 6 条ニ依リ内地人ノ女子高等普通教育ヲ施スヲ以テ目的トス」と明記された。その後、高等女学校は国語学校から分離され、中学校の附属となった。明治 42 (1909) 年に総督府高等女学校官制が定められ、高等女学校は、中学校附設から独立した学校となり、日本国内の高等女学校令に準拠した学校として設置・運営されることになる。しかし、台湾人に対する女子高等普通教育は伸展もなく、明治 35 (1902) 年に台湾女子教育を行う第三附属学校が、第二附属学校の廃止にともない第二附属学校となり、さらに明治 43 (1910) 年台湾総督令第 41 号を以て国語学校規則中に改正が行われ、第二附属学校が附属女学校と変わられた（山本禮子、1999 年、pp. 20～23）。

### 3. 女子教育の確立

台湾人女子教育機関の就学率は、大正 9 (1920) 年以前ではほとんど低かった。游鑑明の『日據時代臺灣的女子教育』の統計資料を見ると、明治 41 (1908) 年の初等教育学齡児童の就学率は、男児 8.15%、女児 1.02%と、日本人女児 90.03% に比べるとかなり低い率である。女児の就学率が 1 割を超えるのが大正 10 (1921) 年であった。2 割を超えたのは昭和 8 (1933) 年、その後は加速的に増加し、昭和 17 (1942) 年に 54.10%、翌年は 60.95% となったのである (山本禮子、1999 年、p. 52)。これに関連して卒業率も低かった。公学校教育を終了した女児は全体の中では少数であった。女子初等教育の卒業生の中の中高等学校への進学者はさらに少数で、明治 41 (1908) 年～昭和 11 (1936) 年の進学者の比率はほぼすべての年度において 10% 台にとどまっている。大正 9 (1920) 年以前に唯一の女子中等教育機関であった附属女学校に入学できたのは、本人の成績が優秀かつ、教育を重視する裕福な家庭出身の娘たちであった (洪郁如、2001 年、p. 124)。

台湾の教育制度が大きく変わるのは大正 8 (1919) 年 1 月 4 日の台湾教育令によってである。これは植民地の教育のあり方などを含めて規制する教育勅令である。日本が台湾を領有したのは明治 28 (1895) 年であり、朝鮮合併の明治 43 (1910) 年より早期だったにも拘わらず、植民地教育勅令の立法化は台湾の方が遅れていた (山本禮子、1999 年、p. 23)。

台湾教育令<sup>(18)</sup>は普通教育、師範教育、職業教育、日本語の普及、忠良国民の育成、徳性の涵養を目的としていた (石塚友子、2000 年、p. 196)。この年度から台湾の初等教育の義務制が実行された。しかし、中等教育機関への進学者は百に一人という状況である (山本禮子、1999 年、p. 52)。そして台湾女子中等教育機関国語 (日本語) 学校附属女学校に関しては、台湾教育令で 4 月に台湾公立台北女子高等普通学校と改名され、入学資格も 6 年制の公学校卒と規定し、正式な中等教育の場となった (石塚友子、2000 年、p. 197)。しかしこの制度では、日本人に対する教育機関とは別系統であること、台湾人と日本人の共学は制度上は認められていないこと、日本人対象の教育内容に対する女子高等普通教育が、修業年限は 3 年で日本人対象のものより 1 年ないし 2 年短縮していることなどの日本人対象の教育内容に比べると低度であり、差別があった。一方、日本女子に対する台湾公立高等女学校も大正 8 (1919) 年で設置され、修業年限は 6 年制である (山本禮子、1999 年、p. 25、p. 29)。同年に中部では台湾公立彰化女子高等普通学校、2 年後の大正 10 (1921) 年に南部では台湾公立台南女子高等普通学校が新たに設立されたのである。師範教育では、女子師範の設置には至らなかったが、女子高等普通学校において本科の上に 1 年の師範科を増設することになった (洪郁如、2001 年、p. 132)。大正 8 (1919) 年から大正 10 (1921)

年までのこの三校の入学者は 636 人で、これは明治 38(1905)年から大正 7(1918)年まで国語学校附属女学校の 14 年間の入学者に匹敵する。この時期にそれだけ台湾人の女子中等教育への意欲が高まったということであり、三校だけではその需要に応じることはできなかった(石塚友子、2000 年、p. 197)。

台湾教育令の内容からみれば、「国民性格」の養成が台湾人女子教育の第 1 義的目的であった。「教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルヲ以テ本義トス」(第 1 次台湾教育令第 2 条)と「身体ノ発達ニ留意シテ徳育ヲ施シ普通ノ智識技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコト」(同第 5 条)に見られるような普通教育全体の目的の下で「婦徳ヲ養成」(同第 13 条)することを台湾人女子普通教育の重点として明確に規定を行った。この点は、大正 8(1919)年 4 月 20 日の台湾総督府令第 47 号「台湾公立女子高等普通学校規則」に一層明確に書かれている。例えば生徒の教養上の注意事項を総合的に示した第 6 条を見ると次のように規定している(洪郁如、2001 年、p. 132)。

1. 何レノ教科目ニ於テモ徳性ノ涵養ト国語ノ練熟トニ留意シ国民性格ヲ確立セシムルコトニカムヘシ。
2. 貞淑温良ニシテ慈愛ニ富ミ勤儉家事ニ従フコトヲ好ムノ習性ハ女子ニ最必要ナルヲ以テ何レノ教科目ニ於テモ常ニ此ニ留意シテ教授セムコトヲ要ス。
3. 知識技能ハ常ニ生徒将来ノ生活ニ適切ナル事項ヲ選ヒテノ教授シ成ルヘク實際ニ応用セシムルコトニカムヘシ(山本禮子、1999 年、p. 27)。

教育目的に関してはいくつか具体的な変化が起きたが、ここで大きく 2 点に分けられる。一つ目は普通教科と技能科の比重の逆転である。教科科目の最も大きな変化は、植民地女子教育開始以来の手芸中心の教育内容から普通学科中心への転換であった。普通教科 9 科目(修身、教育、国語、歴史、地理、数学、理科、漢文、家事)の教授時間数は 61 時間、技能教科 5 科目(裁縫、図画、音楽、手芸、体操)の教授時間数は 43 時間に改変された。教科の重さは、普通科 6 に対して技能科 4 の割合を示すこととなった。二つ目は台湾女子の「国民性格」の養成である。教育の重心が技能科から普通科へと移動した背景には、女子教育の内容に対して台湾人紳士層から要望があって、統治側においても手芸の段階から脱却し、「国民性格」の養成を通じて、新世代の台湾人女性の「質」そのもの改造する意欲があった。そして台湾教育令の最も重要な意味は、女性を「台湾的」女性から「日本的」女性へと改変することであった。例えば、台北女子高等普通学校当局が、自ら自分の役割を「内面的には旧来の思想感情及趣味を国民化することに努め、外面的には本島婦人の風俗慣習の長短を考へ、悪しきは之を矯正し善きは之助長し、併て内地婦人の長所見美点は之を知らしめ、徐に我が国ぶりに同化する様に力を尽くした」と評価した(洪郁如、2001 年、pp. 132～134)。大正 11(1922)年 2 月に新台湾教育令のもと「公立高等女学校規則」

が出され、「女子高等普通学校は高等女学校と改名」され、4年制となって日本人と台湾人の共学となった。これによって、台北・彰化・台南女子高等普通学校は高等女学校になった（石塚友子、2000年、p.197）。しかし、台湾人と日本人の教育が完全に共学制になったわけではない。例えば、大正15（1925）年度高等女学校本科生の状況を見れば、日本人の入学率の72.3%に対して台湾人の入学率は半分ぐらい44.3%しかなかった。そして嘉義高等女学校が公立高等女学校として新設され、従来の高等女学校に4校が加わり、1943年までに併せて20校と急増する。（山本禮子、1999年、pp.52～56）

1925年度高等女学校本科生の状況

校名	在籍生徒数			入学志願者数		入学者数		入学率		
	日本人	台湾人	計	日本人	台湾人	日本人	台湾人	日本人	台湾人	平均
台北第一	745	8	735	236	6	193	4	81.8	66.7	81.4
台北第二	351	2	353	209	11	106	1	50.7	9.1	48.6
台北第三	73	404	477	35	234	17	115	48.6	49.2	49.1
基隆	148	32	180	89	32	82	17	83.2	53.1	81.8
新竹	117	72	189	58	63	55	44	94.8	69.8	62.0
台中	334	26	360	122	41	89	12	73.0	29.3	40.9
彰化	49	265	314	25	205	15	79	60.1	38.5	74.2
台南第一	333	11	344	127	5	94	4	74.0	80.0	74.2
台南第二	115	234	349	27	135	21	74	77.8	54.8	58.6
嘉義	146	26	172	72	48	42	6	58.3	12.5	40.0
高雄	156	30	186	103	57	83	15	79.6	26.3	60.6
合計	2,567	1,110	3,677	1,103	837	797	371	72.3	44.3	59.0

『台湾総督府学事第24年報統計書』により作成

（山本禮子、1999年、p.56による引用）

高等女学校を卒業した後、台湾人女学生の日本への留学は多くみられ、昭和16（1941）年までの20年間の合計で専門学校、職業学校、特殊学校（音学学校・英語学校・裁縫学校・神学校など）の合計で3,300人に上っている。最もすでに小学校や高等女学校年代で留学している女生徒数は1,085名という数字を残している（山本禮子、1999年、p.64）。

#### 4. 良妻賢母の関係と変化

大正8（1919）年以降、女子教育の目的は「徳性の涵養と国語（日本語）の練熟を留意し、国民性格を確立する」「貞淑温良にして慈愛に富み、勤儉家事に従ふことを好む習性を養う」こと、および知識や技能の伝授にあり、貞淑で温かな日本女性像を台湾女性にもあてはめようとするものだった（石塚友子、2000年、p.198）。まさしく日本の良妻賢母主義教育は同じ植民地の台湾にも重要な位置となった。女子教育論者の関心は、主として円滑な夫婦関係、嫁姑などの家族関係、家政能力、次世代の教育というの三つの点に集中していた。例えば、大正7（1918）年11月末より『台日』で連載され、「女子教育論」をテーマした漢文による公募論文の入選作品においては、「男は外、女は内を治めるものであ

る。遠大な志を持つ男は、内助を最も必要とする。しかしこれは無知な婦女にはできないことである。したがって女性が教育を受けて道理を分かれば、夫を助け、家庭にしっかりと適合するのである。……男子が外出したときには、教育を受けた女子であれば、男子と同様に書信の往来、簿記会計の管理をすべてこなすことができる。これは何もできずただ男子に養われる女子に比べれば、その差は歴然としている。教育を受けた女子は家族の模範になるのみならず、広く一般の女子の手本になり、一家を治める道を成す。世間の賞賛は女子だけではなく、男子自身にも及ぶ。女子教育が家にとって利益をもたらすという所がここにある」と書いてある（洪郁如、2001年、pp. 140～141）。

良妻賢母教育などを受けた台湾女性たちは、日本の大正時代の女性と同様に従来の植民地女子教育の内容「良妻賢母」について批判を加え、「新しい」女性像を求めている。女子教育によって、女性たちは伝統的な儒教の道德社会から、さまざまな解放が起こり始めた。それは解放論の女子教育である。「解放論」の女子教育観とは、大正9（1920）年からとくに留学生たちを中心とする日本教育世代（ほとんど男性論者）により主張された理念である。第一次世界大戦後の世界の社会思潮と婦人運動などの影響を受けたものであり、彼らの論点は、女子教育を通じて地位の不平等など女性にまつわる諸問題を解決することであった。元々植民地台湾の実社会から隔離されたような女子教育に対する不満は、新知識人らの間に普遍的に存在していたものである。女子教育により家から学校への「解放」となり、女性という個人を認識し、男女対等の「人格」の存在を理論の基礎とし、女性も一人の人間として、男性と同様に教育をうける権利を持つとする考え方である。そして、教育を通じて女性の知識・能力を高め、自覚を促し、女性の地位の向上を実現する、女性の社会的自覚の要請である。意識の向上と社会改革への参与がある一方で、教育を受けた女性たちがさらに一歩進んで、女性全体および社会問題全般に関心を持ち、社会改革に参与していくことへの期待が、1920年代の知識界において大きくなった。しかし、「解放論」の女子教育期待は、家庭内役割重視の良妻賢母式の教育内容に否定、対抗しようとするものではなかった。新知識人は、良妻賢母という「既往の女子の教育法」に対し「時代遅れ」であり、「時代錯誤」であるとの批判を行ったが、注意深く見れば「家政を理する一方に社会的活動をもなる」とわかるように「新時代」の女性には「社会的活動」が新たに求められるとともに、家政という従来の役割も不変のまま残されていたのである。新知識人によって理想の新女性像は「人格」や「個性」を持ち、「男は仕事、女は家庭」という構図において男女平等の地位を説いたことである。そして彼らの求める妻・母役割とは、対等の個人として「夫」の思想を理解できるだけの近代知識を持ち、彼らに協力す

ることのできる「妻」であり、子供の教育を行う「母」であった。この1920年代の台湾男性知識人による女子教育論の期待は、最終的には大正期の民族的自覚の風潮に結合することとなった（洪郁如、2001年、pp. 137～151）。

この良妻賢母的女子教育を受けることができるのは、一定の階層的優位性と経済力を持っていて、中等階層以上の家庭の女子である。そして、初等教育が終わって、さらに引き続き高等女学校へ進学することは、同じ中上流階層とされる台湾人家庭の間に、初等教育と比べてされに高い「開明度」が要求されることとなった。台湾人女子を主要な対象とする第三高女では、大正14（1925）年～昭和15（1940）年度の学生の父兄の資産は、5,000円以上の者が全体の約7割を占める。大正14（1925）年には父兄の資産が10,000円以上の者は36.36%、50,000円以上の者4.96%、100,000円以上は9.09%という割合であった。同時期の給与水準と比較して見ると、大正11（1922）年の公学校教員の年収は633円であった（洪郁如、2001年、pp. 156～158）。また大正8（1919）年～大正10（1921）と昭和15（1940）年の台北女子高等普通学校・台北第三高等女学校父兄の職業一覧表から見れば、商業は40.3%と42.0%であった（洪郁如、2001年、pp. 156～158）。

父兄の職業

台北女子高等普通学校	職種	農業		工業		商業		庶業	
	1919年	47		18		105		106	
	1920年	45		18		104		124	
	1921年	73		45		142		45	
	計	165		81		351		275	
	比率	18.9		9.3		40.3		31.5	
台北第三高女	職種	農業	鉱業	工業	商業	交通業	公務自由業	その他有業者	無業
	1940年	33	23	82	349	10	200	0	133
	比率	4.0	2.8	9.9	42.0	1.2	24.1	0.0	16.0

『台北女子高等普通学校・台北第三高等女学校』より作成（山本禮子、1999年、p. 72による引用）

注）無業は地租など資産による収入を得る人々と思われる

学費については、大正11（1922）年の台北第三高等女学校では年額24円であった。しかし学費以外に学友会費、制服費、家事材料費などがあるので、実際に納付する費用は学費の4倍であった。ちなみに昭和5（1930）年の台北市の労働階層の日収は、木工1.4円、植字1.8円であった。高等女学校への進学にあつたては、家庭の経済力が基本条件であり、高等女学校生は、ほとんど台湾社会の中上流階層の出身であった（洪郁如、2001年、pp. 156～157）。

## おわりに

本稿は「良妻賢母」という言葉に疑問を持ち、良妻賢母の意味から、殖民地台湾における良妻賢母の女子教育まで論じて、また女子教育に関する変化も検討してきた。

明治期以前、日本社会における女性の理想像は、儒教的「婦徳」を守り、夫に対して従順な妻となることであった。女性は「無能」とされ、男性より 2 番目の立場であり、教育もあまり受けていなかった。これは 19 世紀以前の欧米諸国も同じ考え方であった。工業革命を通じて、生産と再生産が分離し、公共領域と家内領域も分離した。「男は外で働き、女は家で家庭を守る」という近代的性別役割分業観になった。明治以降、近代国家を建てるために、欧米の教育を導入して、男女の普通教育が始った。そして西洋の女子教育と儒教的女性観を吸収しながら、「良妻賢母」という「男女差別」教育が誕生した。1900 年代頃日本から、中国や植民地の朝鮮半島、台湾に輸出された。日本と台湾の女子教育は、最初とも低迷し続けていた。そして困難の女子教育を推進するとき裁縫は同じように重要な位置を占めている。教育を受けた女性は、従来の生き方や理想の女性像「良妻賢母」などに疑問を持ち、大正時期になると女性解放運動が起こり、職業婦人も誕生してきた。その頃台湾でも同じ状況が起こったが、台湾の場合は日本教育を受けた男性新知識人の間で女子解放論があった。明治、大正の女子教育に関する変化を論じてきて、そこから見えたのは、教育を受けた女性たちは、自分の社会的役割や職業について努力する姿であった。それらがあったから、現代の女性たちは「平等」という立場が手に入れた。「男女平等」とは言え、「良妻賢母」、「男は仕事、女は家庭」という従来の規範がいまだに日本社会に残っている。平成 13 (2001) 年 2 月号、内閣府大臣官房政府の世論調査を見ると、家庭生活上の役割分担について、結婚している者 (2,744 人) に「炊事、洗濯、掃除などの家事」の役割では、「妻」が分担していると答えた者の割合は 86.6%、「夫」と答えた者の割合は 1.4% すきない。また結婚している者で中学生以下の子どもがいる家庭 (830 人) に「子どもの世話、子どものしつけや教育」の役割では、「妻」と答えた者の割合は 56.3%、「夫」の割合は 2.8%、「家族全体」は 38.0% であった。

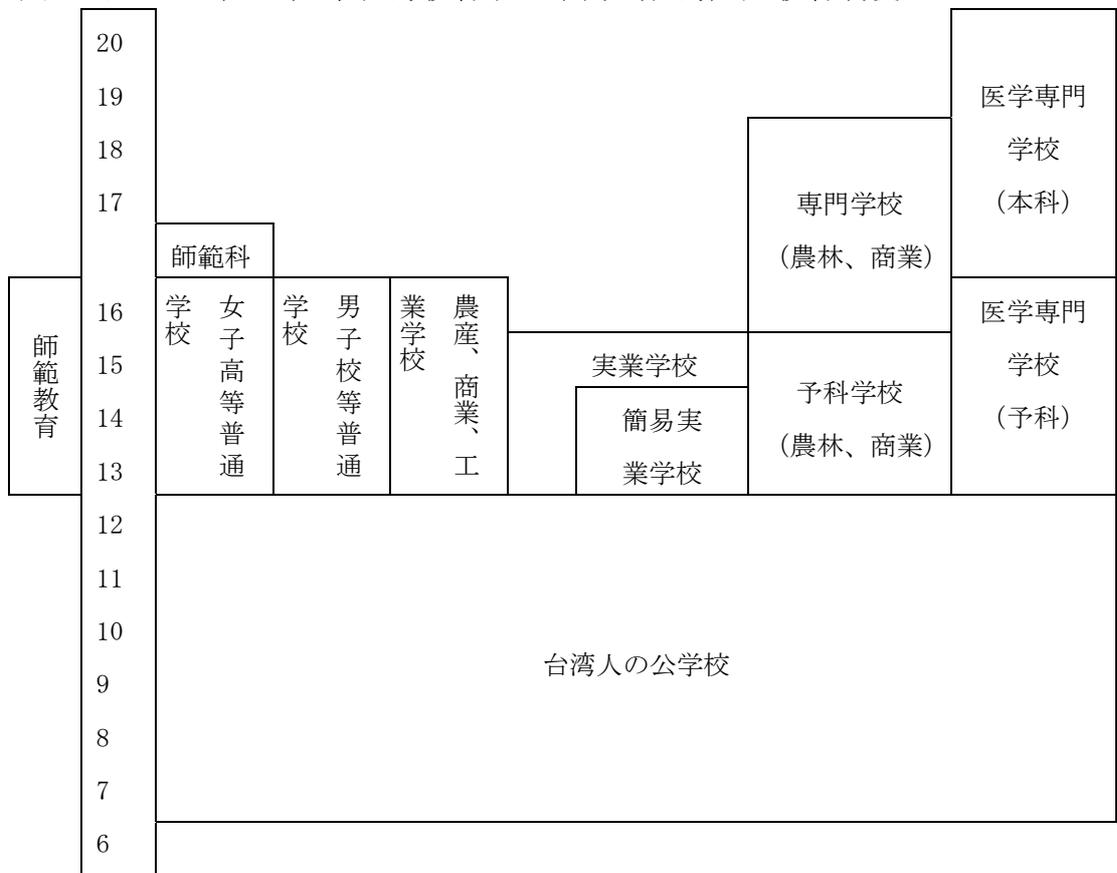
今回良妻賢母についていろいろを見てきたが、第二次世界大戦前、良妻賢母における女子中等教育への進学者は、おもに中等階層以上の家庭の女性たちであって、社会全体にどのぐらいの影響を与えたのでしょうか。また女子教育機関における私立学校やキリスト系列学校について触れなかった。そして、「家」と「家族」、「主婦」などに関する変化や制度も検討しなかった。

## 注

1. なかむらまさなお 中村正直 (1832-91) 幕末—明治時代の教育啓蒙思想家。明治 5 年 J.Sミルの「自由之理」を翻訳し、新思想を紹介した。
2. もりありのり 森有礼 (1847-89) 明治時代の外交官、政治家。明六社を結成、『明六雑誌』を刊行して啓蒙活動をおこなった。18 年初代文相となり、諸学校令を制定して教育制度を確立。
3. いのうえこわし 井上毅 (1844-95) 明治時代の官僚、政治家。19 年から伊藤博文のもとで、大日本帝国憲法、皇室典範、教育勅語などを草起。
4. かばやますけのり 樺山資紀 (1837-1922) 明治時代の軍人、政治家。初代台湾総督。
5. きくちだいろうく 菊池大麓 (1855-1917) 明治—大正時代の数学者、教育、政治家。京都帝大総長、文相、帝国学士院長、理化学研究所初代所長。
6. りょうけいちょう 梁啓超 (1873-1929) リャン・チーツアォ 清末—民国初期の蒙思想家、ジャーナリスト、政治家。清朝の立憲君主制的改革を唱え、中国内地の立憲運動を指導した。
7. しもだうたこ 下田歌子 (1854-1936) 明治—大正期の教育者、歌人。32 年「良妻賢母」の教育理念のもとに実践女学校を設置した。35 年には実践女学校に清国留學生部を設け、以後百数十名を指導した。
8. しゅうきん 秋瑾 (1875-1907) 革命家、婦人解放運動家。19 歳で結婚。04 年単身来日し、実践女学校に学ぶ。06 年帰国、上海に中国公学校を創設する一方、『中国女報』を創刊し、革命思想を宣伝する。
9. イイフ 李瀾 (1681-1736) 朝鮮実学派の巨匠。経世致用 (星湖) 学派。彼は朝鮮における本格的な西洋研究の基礎を据えた先駆者。
10. 朝鮮日報 1920 年 3 月 5 日創刊の日刊報。3.1 運動ののち、文化政治の時代に『東亜日報』、『時事新聞』とともに発刊が許可された新聞。創刊当時は親日派団体。
11. 東亜日報 1920 年 4 月 1 日創刊された日刊紙。「朝鮮民衆の表現機関、民主主義、文化主義を社是に掲げて出発した。
12. つだうめこ 津田梅子 (1864-1929) 明治—大正時代の教育者。明治 4 年 8 歳で開拓使派遣女子留學生のひとりして渡米。華族女学校教授、女子高等師範教授。
13. やまかわさくえ 山川菊栄 (1890-1980) 大正—昭和時代の女性運動家、評論家。社会主義立場から女性解放を論じる。戦後は労働省婦人少年局の初代局長となった。
14. こだまげんたろう 児玉源太郎 (1852-1906) 明治時代の軍人。陸軍次官、台湾総督、陸相、内

相、文相などを歴任。

15. 後藤新平<sup>ごとうしんぺい</sup>（1857－1929）明治－昭和時代前期の政治家。明治 31 年台湾総督府民政局長となり、明治 39 年満鉄初代総裁。伯爵。
16. 伊沢修二<sup>いざわしゅうじ</sup>（1851－1917）明治－大正時代の官僚、教育者。明治 8 年アメリカに留学。東京師範学校校長、東京音楽学校初代校長、東京盲啞学校校長。
17. 公学校 日本語を習うことを主として台湾人の子どもが入り、小学校は日本人の子どもが入る。
18. 図 1 大正 8（1919）年台湾教育令の本島（台湾）人教育制度



(林茂生、2000 年、p. 171 による引用)

#### 参考文献一覧

- 天野正子 1998 「女子教育」、フランク・B・ギブニー編『ブリタニカ国際大百科事典』第9巻 ティビーイス・ブリタニカ
- 石崎昇子 2000 「職業婦人の進出」、総合女性史研究会編『史料にみる日本女性のあゆみ』 吉川弘文館
- 石塚友子 2000 「台湾の女性たちによつての近代と国家：彰化婦女共励会の一年」、井桁碧編『「日本」国家と女』 青弓社
- 海原徹 1997 『日本史小百科：学校』 東京堂出版
- 大越愛子 1997 『近代日本のジェンダー』 三一書房
- 落合恵美子 1989 『近代家族とフェミニズム』 勁草書房
- 折井美耶子 2002 「青鞥」、井上輝子、上野千鶴子、江原由美子、大沢真理、加納実紀代編『女性学事典』 岩波書店
- 香川せつ子 1999 『ヴィクトリア時代の女性と教育：社会階級とジェンダー』 ミネルヴァ書房
- 加野彩子 2002 「人形の家」、井上輝子、上野千鶴子、江原由美子、大沢真理、加納実紀代編『女性学事典』 岩波書店
- 金子幸子 1999 『近代日本女性論の系譜』 不二出版
- 上沼八郎 1975 「特殊研究二 台湾教育史」、世界教育史研究会『日本教育Ⅱ』 講談社
- 小山静子 1991 『良妻賢母という規範』 勁草書房
- 皇至道 1970 『日本教育制度の性格』 玉川大学出版部
- 洪 郁如 2001 『近代台湾女性史』 勁草書房
- 洪 郁如 1999 「明治・大正時代植民地台湾における女子教育観の展開」、中国女性史研究会編『論集中国女性史』 吉川弘文館
- 香内信子 2002 「母性保護論争」、井上輝子、上野千鶴子、江原由美子、大沢真理、加納実紀代編『女性学事典』 岩波書店
- 米田佐代子 2000 「新しい女たち」、総合女性史研究会編『史料にみる日本女性のあゆみ』 吉川弘文館
- 末次玲子 1999 「新文化運動以降の儒教の女性論」、中国女性史研究会編『論集中国女性史』 吉川弘文館
- 千住克己 1967 「明治期女子教育の諸問題—官公立を中心として」、『明治の女子教育』、日本女子大学女子教育研究所会編 国土社
- 瀬地山角 1996 『東アジアの家父長制：ジェンダーの比較社会学』 勁草書房(1997<sup>1)</sup>)

- 千野陽一 1988 「良妻賢母」、『世界大百科事典』第29巻 平凡社  
 千野陽一 1988 「女子教育」、『世界大百科事典』第14巻 平凡社  
 中西直樹 2000 『日本近代の仏教女子教育』 法蔵館  
 中寫邦 2000 「良妻賢母主義の教育」、総合女性史研究会編『史料にみる日本女性のあゆみ』 吉川弘文館  
 早川紀代 1987 「女性解放の思想と運動」、脇田晴子、林玲子、永原和子編『日本女性史』 吉川弘文館（1993<sup>4</sup>）  
 深谷昌子 1977 「日本女子教育史」、世界教育研究会編『女子教育史』 講談社  
 深谷昌子 1998 『良妻賢母主義の教育』 黎明書房  
 村上信彦 1982 『大正女性史 上』 理論社  
 山本禮子 1999 『植民地台湾の高等女学校研究』 多賀出版  
 姚 毅 1999 「中国における賢妻良母言説と女性観の成立」、中国女性史研究会編『論集中国女性史』 吉川弘文館

#### 中国語参考文献

- 方雅君 2002 『十五年戦争與賢妻良母』、淡江大學研究所編 淡江大學出版  
台北  
 李又寧・張玉法 1975 『近代中国女権運動史料 1842-1911 上・下冊』、傳記  
文學社 台北  
 林茂生 2000 『日本統治下台湾的学校教育』 新自然主義出版社 台北

#### 要約

最近日本社会における子どもの虐待が多発していて、女性の性別役割「母」は、どうしてわが子を虐待したのでしょうか。そこで「良妻賢母」という、女性に対する期待された「よい妻、賢い母」の女性理想像の言葉と出会えた。現在この「良妻賢母」という言葉自体がさほど使われなくなっているとしても、言葉に象徴される生き方が女たちに期待されている状況がなくなっているわけではないし、女たちがこの価値観を内面化することもなく、自由に生きられているわけでもないのである。この研究では日本の「良妻賢母」という言葉における歴史的背景や起源、女子教育の変化、良妻賢母の特徴を通じて、女性の社会的役割や生き方、その他の影響などを検討し考察していく。第一章の「良妻賢母とは」は、良妻賢母という言葉の誕生や起源などと良妻賢母主義についての考察である。第二章「女子教育の展開」では、良妻賢母における日本近代女子教育の変化と良妻賢母を中心とした

高等女学校についての事態である。第三章「良妻賢母がもたらす影響」は、良妻賢母の女子教育について、批判・否定的の声から、発展した婦人問題や母性保護論争の研究である。第四章「植民地台湾の女子教育」では、日本の植民地であった台湾は、同じ良妻賢母主義を植民地女子教育に組み込まれるのかと植民地期台湾教育の考察である。

## 林言禪

1981年 中華民国・台北縣に生まれた。

1999年 靜修女子高等学校卒業後来日

2000年 愛媛県・聖カタリナ女子大学・短期大学部幼児教育学科に入学

2002年 同上卒業

2002年 中部大学国際関係学部国際文化学科に入学

2004年 同上卒業、国際関係学部優秀論文賞を受賞

2004年 中部大学大学院国際人間学研究科言語文化専攻博士前期課程に入学